

## 我妻栄の青春（7）

七戸，克彦  
九州大学大学院法学研究院：教授

<https://doi.org/10.15017/6771948>

---

出版情報：法政研究. 89 (4), pp.55-129, 2023-03-10. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University

バージョン：

権利関係：

## 我妻栄の青春（7）

七戸克彦

### I プロローグ

- 1 日本民法学の時代区分
- 2 我妻法学の時代区分 以上88巻1号

### II 幼年時代（明治30～36年：0～5歳）

- 1 郷土
- 2 家庭 以上88巻2号

### III 興讓尋常高等小学校時代（明治36～42年：6～11歳）

- 1 操行=乙
- 2 同年代との比較 以上88巻3号

### IV 米沢中学校時代（明治42～大正3年：12～16歳）

- 1 チャッカリ秀才
- 2 米沢藩・上杉家と雲井龍雄 以上88巻4号

### V 第一高等学校時代（大正3～6年：17～20歳）

- 1 高校1年（大正3年9月～4年7月：17～18歳）
- 2 高校2年（大正4年9月～5年7月：18～19歳）
- 3 高校3年（大正5年9月～6年7月：19～20歳） 以上89巻1号

### VI 東京帝国大学時代（大正6～9年：20～23歳）

- 1 大学1年（大正6年9月～7年7月：20～21歳）
- 2 大学2年（大正7年9月～8年7月：21～22歳）

- 3 大学3年（大正8年9月～9年7月：22～23歳） 以上89巻2号
- Ⅶ 大学院特選給費学生・助手・助教授時代（大正9～昭和2年：23～29歳）
- 1 大学院特選給費学生（大正9年7月～10年3月：23歳）
- 2 助手（大正10年4月～11年7月：24～25歳） 以上本号
- 3 助教授（大正11年7月～昭和2年2月：25歳～29歳） 以下次号
- Ⅷ エピローグ

### Ⅶ 大学院特選給費学生・助手・助教授時代（大正9～昭和2年：23～29歳）

【341】 前章Ⅵ大学2年の項で書き落としたが、我妻栄は、大正7年11月の第1回子爵夫人末松生子羅馬法奨励奨学品の授与者に選ばれている。この年の授与者は東大6名と京大5名で、京大からの選出者は、栗生武夫・末川博・田村徳治・小栗栖国道・井川〔恒藤〕恭と、すべて後に学者となる大学院生であるが、東大は、安岡正光（英法科3年、内務省入省）・山路鎮夫（仏法科3年、大蔵省入省）・鈴木亨市（独法科3年、日銀入行）・坂千秋（独法科3年、内務省入省）・黒田鴻五（英法科2年、農商務省入省。【286】）と、我妻以外すべて官僚となる学部学生であり、銓衡基準は、おそらく大学1年次の春木一郎のローマ法の成績だったのであろう。

【342】 我妻が、官僚から学者に方向転換する契機となったのは、翌大正8年夏（大学2年の終わりか3年の初め）の鳩山秀夫の勧誘であったが、その際、我妻は「大学の先生になると金に困るといいうわさですが」との不安を洩らしていた（【299】）。

第1次世界大戦後、官僚以上の給与を提示する民間企業が増えたことはすでに述べたが（【274】）、官僚と大学教授の給与に関していえば、当初より大学教授の俸給は官僚よりも低く、そのため助教授に採用された者ですら留学から帰国するや大学以外のキャリアに転職する例が相次いだ。明治26年帝国大学令改正による講座制の導入は、基本給に職務俸である講座俸を加算する形で給与を嵩上げすることによ

---

（1） 末松謙澄夫人・生子（伊藤博文の長女）が、夫の携わるローマ法研究の奨励のため、大正7年4月帝国学士院に寄贈した有価証券（額面5000円）を原資とし、適當の学生を銓衡してローマ法関係の書籍を授与するもので、大正7年11月から昭和21年6月まで行われた。『日本学士院八十年史』（日本学士院、昭和37年）449-450頁。

（2） 『日本学士院八十年史・資料編2』（日本学士院、昭和37年）466-467頁。

り、俸給面での待遇改善を図るねらいがあったが、しかし、その後も人材流出は止まらない一方、新規教官の確保も困難な状況が続いた。大正2年卒業時に高野岩三郎や金井延の勧誘を蹴って大蔵省に入省した大内兵衛は、理財局書記官（専売局参事補、俸給7等：1100円）時代の「大正8年経済学部分離・独立時に助教授として招かれるが、そのときの給与は基本給6等9級（750円）に職務俸250円プラスの計1000円という、差引勘定100円減額の転職であった」<sup>(5)</sup>。

なお、明治44年独法科卒業の石坂泰三（通信省から民間へ転身）は「そのころ、最高の秀才は大学に残り、ゆくゆくは教授になるのが、なによりのほまれだった」と語るが、それは鳩山秀夫や穂積重遠（明治41年卒）のように、金銭以外の目標を人生の視野に入れることができる富裕階級の子弟の話で、実家の恒産なしに大学教授の収入だけで暮らしてゆくのは、決して楽なことではなかった。<sup>(7)</sup>

一方、後継者候補の恒常的な不足状態に苦慮する教官の側では、毎年度の成績優秀者に対して声かけをする例が常態化していた。大内兵衛の経済科に限らず、法科の上杉慎吉が岸信介や福田赳夫を勧誘し、鳩山秀夫が我妻栄や金田一人に学者の道を勧めたのも、学生(8)の側では人生に一度の出来事なので特別な榮譽のように受け取るが、教官にしてみれば毎年の恒例行事のようなものであった。

(3) 明治26年8月11日勅令第82号「帝国大学令中改正ノ件」改正17条。

(4) 『東京大学百年史（通史1）』（東京大学、昭和59年）861頁以下、寺崎昌男『東京大学の歴史——大学制度の先駆け』（講談社学術文庫、平成19年）88頁以下、天野郁夫①『大学の誕生（上）帝国大学の時代』（中公新書、平成21年）207頁、②『帝国大学——近代日本のエリート育成装置』（中公新書、平成29年）162頁、164頁。

(5) 「（名誉教授座談会）東京大学経済学部における研究・教育体制の発展」『東京大学経済学部五十年史』前掲Ⅳ注（104）654頁、817頁。なお、岩田弘三『近代日本の大学教授職——アカデミック・プロフェッションのキャリア形成』（玉川大学出版部、平成23年）71頁参照。

(6) 石坂泰三『私の履歴書・経済人1』（日本経済新聞社、昭和55年）301頁。

(7) 我妻は、大学1年次に春木一郎の自宅を訪ねたときの模様について、次のように語っている。「しかし、東京における春木先生の生活、本郷の西片町だから大学教授の住宅が並んでいる中ではあったが、玄関から書斎まで、それはみすぼらしいものだったよ。来客用の椅子が三つしかない。それを僕たちにすすめ、先生の座わっておられたものまで提供して、自分は、台所かどっかから台をもってこさせ、それに、座布団を二つに折って載せて、そこに腰をかけられた。まったく驚いた」。末川博=我妻栄「対談・日本の法学者を語る（蒲郡対談・連載第2回）」前掲Ⅵ注（172）76頁。

(8) 金田一人に関しては、我妻らの「逝ける友を偲びて」前掲Ⅰ【1】274-275頁に「大学1年の学年試験に於ける彼の民法の答案、ついで2年の学年試験の成績によって、鳩山穂積の両先生は兼ねて、卒業後は大学に残って学究生活をやらないかと直接間接に勧めて居られたが、高文試験後になって、これを愈々具体化する様に努めやうと考へられた。彼はその知遇に感激して居った」とある。

もっとも、家計の不安を口にする我妻に対して、「いや、それは僕が保証してあげる」と応じた鳩山についていえば（[299]）、それが、その場の安請け合いでなかったところが、彼の面目躍如である。<sup>(9)</sup>

## 1 大学院特選給費学生（大正9年7月～10年3月：23歳）

### （1）我妻栄

[343] 『東京大学百年史』の大正9年の項には、9月に「26名の大学院入学を許可」とあるが、我妻は、卒業日の2日前である7月8日に大学院特選給費学生に採用されている。

大学院は、明治19年「帝国大学」発足の当初より設置されているが、その英訳が《graduate school》ではなく《university hall》だったことが象徴しているように<sup>(12)</sup>、授業や論文執筆義務もなければ学位の付与もない、学部（分科大学）卒業の教員予備軍の単なる「たまり場」にすぎなかった。なお、大学院の授業料は、明治43年までは無料であったが、同年以降は攻究料が徴収されるようになる。

だが、このような状態では、大学教員になろうとする者は、いなくなるだけである。そのため、明治40年に東京帝大の内規で設けられたのが、優等学生に学資を給与する「大学院特選給費学生」の制度であり<sup>(14)</sup>、明治45年には攻究料を免除する改正も行われ<sup>(15)</sup>、以後、末弘巖太郎や田中耕太郎など、大学院特選給費学生から助教授・教授へと進むキャリアパスが確立する。この制度は、その後、昭和18年の大学院特

---

(9) 鳩山秀夫という人物は、一族の中でも飛び抜けて伶俐な頭脳と、良家のお坊ちゃんらしい大らかさ・お人好しすぎるほどの博愛主義と繊細さ・ひ弱さに、破滅的なデカダンスが同居する、かなり異様な精神構造の持ち主であるが、こうした人格の全体像については、本連載終了後、別稿にて考察する。「鳩山秀夫——人と業績」法政研究90巻4号以下掲載予定。

(10) 『東京大学百年史（部局史1）』前掲Ⅵ注（6）171頁。

(11) 大正7年の学制改革を受けて、卒業式（学位授与式）も大正8年より廃止されていた。我妻が卒業日である大正9年7月10日の朝、鳩山秀夫とともに、フィリピンに出張する松波仁一郎の見送りに出向くことができたのも（[337]）、卒業式がなかったからである。

(12) 『東京大学百年史（通史1）』前掲注（4）954-955頁。

(13) 寺崎昌男・前掲注（4）78頁、天野郁夫・前掲注（4）①『(上)』198頁、②154頁。

(14) 明治40年10月22日評議会議決「特選給費学生規程」。

(15) 明治45年7月6日評議会議決『東京大学百年史（資料1）』（東京大学、昭和59年）745頁「四特選給費学生の攻究料免除（大学院規程中改正ノ件）」。

(16) 「給費された学生の内訳は、法学9名、医学29名、工学26名、文学31名、理学25名、農学20名、経済2名であり、総計142名を数えた。『東京大学百年史（通史2）』（東京大学、昭和60年）85頁。

別研究生（いわゆる特研究生）制度へと展開してゆくが<sup>(17)</sup>、一方、我妻の時代には、今日いうところの学卒助手のキャリアパスが形成されはじめる。そして、我妻は、半年の特選給費学生の後、助手に鞍替えするのである。

### ア 商法専攻？

【344】 大学院進学時の我妻に関して分からないのは、彼が商法専攻の院生だったのか、それとも民法専攻の院生だったのか、という点である。特選給費学生は鳩山の尽力だったようだが、しかし、選出2日後の大正9年7月10日に松波仁一郎の見送りに出向き（【337】）、「大学に残ることに決って間もなく」の時期に「海商法を勉強している」と斉藤直一に語っていたことよりすれば（【336】）、少なくとも学期開始の9月までは、専攻を商法としていたようにも思われる<sup>(19)</sup>。

### イ 大正9年12月「独逸民法ノ失踪宣告ニ関スル規定ノ改正ニ就テ」

【345】 その後の同年12月に公刊された我妻のデビュー論文について、遠藤浩は次のように語っている。「ところで、先生の、東大での最初の論文は、失踪宣告についてなんだよ。簡単な解説みたいなものなんだよ。論文といえるのかな。先生は嫌がっておられて、その後の我妻栄の著作集とかにも入れていないんだよ<sup>(20)</sup>。

遠藤は次のようにも述べている。「末弘という偉い民法の先生がおられて、その先生に奨められて書いたとあります。……。末弘先生がドイツの本を渡されて、『これを参考にして書け』と言われた、というようなことが書いてある<sup>(21)</sup>」。我妻の原文の該当箇所を引用すれば、次のとおりである<sup>(22)</sup>。

本文ハ条文ヲ翻訳シテB、G、B、トノ差異ヲ指摘シ、且簡單ナル説明ヲ付ケタルモ

(17) 昭和18年9月29日文部省令第74号「大学院又ハ研究科ノ特別研究生ニ関スル件」。特研究生出身の東大教授には、池原季雄・石川吉右衛門・伊藤正巳・加藤一郎・矢沢惇らがいる。特研究生制度の詳細については、吉葉恭行『戦時下の帝国大学における研究体制の形成過程——科学技術動員と大学院特別研究生制度・東北帝国大学を事例として』（東北大学出版会、平成27年）参照。

(18) 末川博＝我妻栄「対談・日本の法学者を語る（蒲郡対談・連載第2回）」前掲Ⅵ注（172）74頁。

(19) 一方、松波が出張から帰国するのは、学期開始後の9月下旬のことであるが（東京朝日新聞大正9年9月16日朝刊4面に、日光丸にてマニラ出発の記事がある）、東京帝国大学一覽（従大正9年至大正10年）の「学生及生徒姓名（大正9年9月末現在）」「第一 大学院」「法学部」の項には、なぜか我妻栄の名前がない。

(20) 「（座談会）遠藤浩先生を囲んで」前掲Ⅳ注（37）775頁。なお、819頁、882頁も参照。

(21) 遠藤浩「（講演）百花繚乱たれ」前掲Ⅳ注（37）820頁。

(22) 我妻栄「（雑録）独逸民法ノ失踪宣告ニ関スル規定ノ改正ニ就テ」法学協会雑誌38巻（大正9年）12号82頁。

ノヲ専ラ末弘先生ニ拝借シタ Prof. Dr. J. Partsch ノ著ニ拠ッタモノテアル。<sup>(23)</sup>

尚1919年6月ニハ仏蘭西ニ失踪宣告ニ関スル新規定ヲ制定シタルソウテアルカラ幸先生ニ翻訳シテ頂イタカラ最後ニ掲ケルコトトスル。

第1次大戦時の特別法に関する末弘に「おんぶに抱っこ」の翻訳で、翌大正10年の平野義太郎のデビュー論文（【383】）と比較して、見劣りすること甚だしい。我妻自身が「嫌がっておられて、その後の我妻栄の著作集とかにも入れていない」のも、むべなるかなである。

末弘が留学から帰国するのは、松波仁一郎の帰国と同時期の、大正9年9月25日のことで、帰国直後に指示を出さなければ、我妻の上記デビュー作の12月刊行は無理である。しかし、民法講座の教官が、商法講座所属の院生に、そのような指示を出せるようには思えない。我妻の商法から民法への専攻替えは、10月前には決まっていたように推測される。

## （2）岸信介

【346】ところで、我妻の時代の大学院特選給費学生の給費額は、月額75円であったが、この金額は、同期の高文試験合格・入省組の給与額と揃えられたもののようにも思われる。というのも、岸信介の農商務省入省1年目の給料が、我妻と同じ月額75円だったからである。岸はいう<sup>(24)</sup>。

当時商務局商事課長であった伊藤文吉氏（男爵、後に日本鋳業の社長となり貴族院議員となった）から外国貿易に関する調査の事務を嘱託し、月手当75円を給すと言う辞令を貰った。

辞令はそう言うことであったが、実際の仕事は管理課で長満〔欽司〕課長の下で働くことであった。何でも予算の関係で定員がなかった為の便法であった。〔大正9年〕9月の末になって初めて農商務属に任ぜられ、6給〔級〕俸を給せられた。6給〔級〕俸は月額45円で外に戦時中からの特別手当が30円あり合計75円と言うことであった。

一方、我妻は、入省後の岸に関して「彼の事務官時代には、彼の実務に必要な外国の参考書の翻訳や資料の調査などを頼まれたこともある」と述べ、あるいは次の<sup>(25)</sup>

---

(23) 〔七戸注〕Josef PARTSCH, *Die Bundesratsbekanntmachung über die Todeserklärung Kriegsverschollener vom 18. April 1916*, Guttentag'sche Sammlung deutscher Reichsgesetze, Nr. 124, J. Guttentag, 1917.

(24) 岸信介『我が青春』前掲Ⅲ注(133)①194頁。

(25) 我妻栄「想い出の中の岸信介君」前掲Ⅵ注(38)〔所収〕我妻栄『民法と五十年（その2）』

ように語っている<sup>(26)</sup>。

卒業後商工省〔農商務省〕に採用されて取引所法の改正に関係させられた彼はドイツやアメリカの取引所法の調査を命ぜられ、ほんとうに真剣にこれを勉強した。当時鳩山先生の家に居候をしていた私も、ドイツの取引所法の解説書の翻訳を手伝わされ、翻訳料を貰うのが嬉しいためもあったが、大いに張り切ってドイツ取引所法を彼と議論したものだ。彼はそこで勉強した知識で、その後に、私立大学で取引所法の講義をしたこともある<sup>(27)</sup>。旧法学全集の「取引所法」は彼の執筆にかかる<sup>(28)</sup>。

### （3） 鳩山秀夫

【347】 鳩山の妻・千代子によれば、我妻が鳩山家に寄宿するのは「大学を卒業された〔大正9年7月10日〕直後から」で、我妻の許には「そう、よくお友達も見えました。いま憶えていますのは、金田一京助さんの弟さん、それに森さんという外交官の方、それから年下の方でしたが、木村さんといういま弁護士の方、それから岸さん<sup>(29)</sup>もずいぶんみえました」。

千代子は、我妻のことを「ほんとうにいい学生さんでしたね。2階に一部屋を差し上げて、御自由にさせていただきました<sup>(30)</sup>」と語る。一方、我妻の追懐談には、大学院特選給費学生時代と助手時代の記憶の混同があるが――<sup>(31)</sup>

卒業して大学の助手になりましたが、家が貧しく、両親は年老いておりましたので、これを引きとって一緒に暮すのには助手の月給では官庁に勤めるより低かったので躊

前掲Ⅰ注（48）329頁、岸信介『我が青春』前掲Ⅲ注（133）①204頁。

(26) 我妻栄「井戸を掘れ——卒業生諸君へ」〔初出〕緑会雑誌14号（昭和17年）……〔所収〕『民法と五十年——身辺雑記（4）』前掲Ⅰ注（115）257頁。

(27) 〔七戸注〕岸には、取引所に関して、①翻訳〔パーカー（著）〕「巴里株式取引所」日本読書協会甲種会報14号（大正11年）194頁、②「取引所法の改正に就て」内外商工時報9巻（大正11年）5号4頁、③「場外投機取引に就て」取引所研究1巻（大正14年）6号25頁の論稿があり、③の著者表示には「中大講師 岸信介」とある。なお、【301】も参照。

(28) 〔七戸注〕岸信介「取引所法」『現代法学全集・第23巻』（日本評論社、昭和3年）99頁。

(29) 鳩山千代子「我妻さんと鳩山」『追想の我妻栄』前掲Ⅴ注（84）47頁、48頁。

(30) 鳩山千代子・前掲注（29）47頁。

(31) 我妻栄「鳩山勝郎氏結婚式祝辞」『民法と五十年（その2）』前掲Ⅰ注（48）411頁。大学院特選給費学生と助手の違いについて、我妻は次のように語っている。「これ〔大学院特選給費学生〕は、大過なく2年勉強すれば助教授になれる。月給は助手より5円だか10円だとか多い〔月額75円〕。その代わりアルバイト（私立大学の講義）はできない、というのだった。僕はこれを1年やって辞退して助手になり、明治大学で講義をした」。末川博＝我妻栄「対談・日本の法学者を語る（蒲郡対談・連載第2回）」前掲Ⅵ注（172）74頁。



躊躇していましたが、先生は自分の家に来いといわれ居候となった。卒業祝に夏と冬の洋服を作って頂きましたが、仕立て代は1着分70円——当時の助手の給料は60円、法協の校正などして10円。

それからハンケチ、靴下から下着の世話まで奥様のお世話になり、月給は全部貯金して、やがて両親を迎えることができました。

——洋服の件に関しては、中川善之助も、「鳩山先生という人は非常によく世話をする先生で、我妻君がつくる洋服なんというのは、鳩山先生がみんな洋服屋に行つてこれがいいと見たてて、そして帰りにちゃんとネクタイまで見たてて、これは鳩山先生が見たててくれたんだと我妻君がいていたことがあります。そういうくらいによく世話をする先生です」と語っている<sup>(32)</sup>。

我妻によれば、「〔鳩山〕先生は、私が貧乏していることを同情されて、『私の家に来い。私の家で暮らせば、金は一文もいらないから、月給は全部貯めておけ。そして、やがて親父さんと呼んで一緒に暮らしたらよいだろう』と、言って下さったものですから、先生の家に住居候しておりました」という<sup>(33)</sup>。

【348】だが、鳩山に関しては、有泉亨の紹介する次のような逸話もある<sup>(34)</sup>。「なお、先生〔我妻〕が鳩山先生のところにいらっしゃった頃のことについて、こんな話をされた。夜鳩山先生がお酒を召し上がっているうちに、よく何かよいアイデアが浮かんできて、『おい、我妻、これをかいておけ』とおっしゃってそのアイデアを口述なさる。しかも、後で読んでみると10のうち2つぐらいしかもにならないかったということですが、身近かにお仕えになっておられてたわけですね」。

鳩山の学者生命を終わらせる直接の原因となったアルコール依存は、すでに我妻の学部学生時代より悪化していたが、しかし、千代子は、次のようにも述べている<sup>(35)</sup>。

鳩山があの時分お酒を飲み始めたというんでしょうか、少し勉強をなまけて、それで我妻先生も心配なすつて、一緒にいさめたというのもおかしいけれども、まあそん

(32) 「(座談会) 人間・我妻栄を語る」前掲I注(37)50頁。

(33) 我妻栄「父と子・子と父」『民法と五十年(その2)』前掲I注(48)195頁。

(34) 「(座談会) 人間・我妻栄を語る」前掲I注(37)52頁。

(35) 遠藤浩は「我妻先生が、大学の2年か3年くらいのときから、鳩山先生は少しずつ自分の脳に異変を感じられるようになったんだね」と述べる。「(座談会) 遠藤浩先生を囲んで」前掲IV注(37)775頁。なお、鳩山が深酒の末に我妻のノートを落とした件につき【300】。

(36) 鳩山千代子・前掲注(29)47頁。

なことで、とにかくまた少し勉強を始めたんでございます。西洋へ行く前に。そのときはほんとうにうれしゅうございました。我妻先生が心配してくださるのが、学間のことで、共通でしょう。そこがよかったんでしょかね。1年間気持ちよくいていただきましたようですわ。

【349】 鳩山が国際連盟の規約修正審議委員に選任されるのは大正10年2月22日、渡欧に向けて東京駅を発つのは3月4日、横浜出帆は3月5日のことであるが、東京出立の2日前である3月2日（水）の阿部次郎の日記には「風雨、夜鳩山によばれて晩食、工藤〔壮平〕、上野〔直昭〕、岩波〔茂雄〕、杉村（陽太郎）及び夫人と子供と我妻法学士と共なり、11時過ぎまで話しをして帰る」とある。鳩山が招待したのは一高時代の同級生たちで、我妻が同席しているのは、鳩山家の書生ではなく家族同然の扱いを受けていたからだろうが、阿部が日記の冒頭に「我妻法学士初対面」と記しているのは、何か特別に記憶に残る事柄でもあったのだろうか。

#### （4）金田一人

【350】 時間を我妻が大学院に進学する大正9年夏に巻き戻して、金田一人に話を転じるならば、大学2年から3年に上がる彼が、木村清司・森喬・我妻栄と、前年夏と同じく猪苗代に出向いたことは、すでに触れた（【340】）。木村は金田一と同じく高文試験行政科の受験勉強、森は昨年岸・我妻とともに行政科試験に合格して外務省に入省していたが、外交官になるため外交科試験の受験勉強である。

#### ア 死去の経緯

##### （ア）高文試験

【351】 大正9年の高文試験の筆記試験の開始日は9月2日。試験前の8月（上旬？）に金田一人が相良徳三に宛てた手紙には次のようにある。「矢張り然うなのだ。家中の者が、僕の勉強を妨げる。今が一番、肝腎の時なのに！ 2階で勉強してると、蓄音機を鳴らす。三味線を弾く。君子〔婚約者・克子〕まで、一緒になって騒ぐのだ。久子〔克子の姉・隆子〕の魔女め！ 高文の試験が何だ！ など、聞こえよがしに怒鳴ってるのが聞こえて来る。悪人どもの寄り集りだ。だが、僕は負

(37) 東京朝日新聞大正10年2月24日朝刊3面。

(38) 読売新聞大正10年3月5日朝刊3面、4面、東京朝日新聞大正10年3月5日夕刊2面。

(39) 『阿部次郎全集・第14巻（日記・上）』（角川書店、昭和37年）393頁。

けない。無抵抗主義で、矢張り勉強を続けてゐる<sup>(40)</sup>。

金田一の「無抵抗主義」に関して、相良徳三は次のようにいう。「真琴〔他人〕は純粋なトルストイアンだったのである。帝政ロシアの偉大な思想家であったトルストイの無抵抗主義！ 彼の兄、今井〔金田一京助〕博士は、かねがね真琴〔他人〕に、無抵抗主義を説いてゐられたさうである<sup>(41)</sup>」。

だが、本荘可宗は、他人の心理を次のように分析する。「其処で彼はトルストイの無抵抗主義を持ち出して来た。彼は多くの友人に之れを自分の標識にすると語った。彼は『自分が誠意を以て、あの人達——鈴木家の人々——に善くしてやれば、いつかあの人達は自分の誠意に動いて、自分を再び愛するやうになる』と熱心に云つてゐた。それは実は誰に語つてゐるのでもなく、鈴木家へ踏み残つてゐることに就いての、彼自身の良心への弁護に過ぎなかつたのである。軽蔑と虐待とに『怒つてゐる心』へ向けて、彼自身の『利己的打算』が宥めてゐる言葉に外ならなかつたのである。……。心裏では其の言葉は逆に『人が自分に随くようになるには、人に善くすればいゝ』<sup>(42)</sup> になつて流れるのである」。これは、人から愛されることを求めずに人を愛するトルストイの人道主義とは、まったく異なる。

【352】 筆記試験の成績は、新聞記事によれば2位だったという。

しかし、金田一の心は晴れない。試験後の9月8日付で我妻に宛てた手紙は、「我妻君。／僕は目茶苦茶な心持を懐いて、兎も角も猪苗代へ再び赴くこととします」との言葉で書き起こされ、「兎も角も苦しい心のみ、〔口述試験の〕勉強に取りかゝります。下らぬ事を書き立てました。物言はなければ腹がふくれるといふ様な次第で御迷惑と知りつゝ、書き立てました<sup>(43)</sup>」との文面で結ばれている。

彼の鈴木家の人々に対する無抵抗主義は、もはや限界に達していた。トルストイの見返りを求めぬ「無私の愛」とは真逆の「利己的打算」に基づく彼の無抵抗主義は、本荘可宗も述べるように、本来的に「分裂すべき矛盾」「不自然な歪み」を胚

(40) 伊集院齊「無言煉獄の記録——姉の復讐の材料になつた男の話(2)」前掲V注(47)②349頁。

(41) 伊集院齊・前掲V注(47)②349頁。なお、我妻も、一高時代の弁論部「土の心」でトルストイを引用していた(【256】)。明治後期から大正期の日本の思想界におけるトルストイの影響については、柳富子『トルストイと日本』(早稲田大学出版部、平成10年)参照。

(42) 藻谷豊平「現代文明の犠牲者・大正の藤村操」前掲IV注(73)22-23頁。

(43) 「逝ける友を偲びて」前掲I【1】271-273頁。

胎するものであった。<sup>(44)</sup>

【353】 なお、相良徳三によれば、金田一京助が弟に無抵抗主義を説いていた理由は、「真琴〔他人〕には一寸ひねくれた所があるから、何でもない事に、つい腹を立て、我が儘な事を云ったり、したりしてはならない——と云ふ心使ひからでもあった」という。<sup>(45)</sup> だが、他人の内面における無抵抗主義の崩壊は、あらぬ方向での暴発行動を引き起こした。10月下旬の口述試験において、こともあろうに試験官と衝突したのである。この件については、鈴木寅彦が新聞記者に語った言を引こう。<sup>(46)</sup>

他人は高等文官試験を受けまして筆記試験には二番の成績を得ましたが、口頭試験の際或る問題に関して試験官と何か行違ひを生じて為めに其問題だけ受験せずに終わったのです、其結果パスはしたものの、十何番といふ成績になったので之をひどく

苦にして居ました一体高文試験で十何番の成績は好成績の方なのですが本人は大学教授になる目的を有して居たので、二三番以下の成績でパスしたのでは学者として起つ自己の権威に關すると云って曾て度々私に其事を語た位でした勿論受験の前はかなり

無理な勉強をして居ましたから或は過度の勉学の結果と十何番の成績とを苦にして飛んでも無い事をしたのでは無いかと思つて居ます、それ以外には原因と推定さるべき物がありませぬ』と因に本社の聞く所に抛れば同人が試験官と何等か齟齬を来したといふ試験問題は憲法であるといふ事である

この年の憲法の口述試験委員は、清水澄と野村淳治であるが、<sup>(47)</sup> どちらと金田一が口論になったのかは不明である。

我妻らの文章は、口述試験の結果について、次のように述べている。「かくして筆記試験終了後再び出掛けて行った猪苗代の1ヶ月の生活の懊悩と、口述試験中の迫害の下に於ける苦悶とは、筆にも口にも表はし得るものではない。筆記試験であの様に優秀な成績を挙げ得た彼の、口述試験の成績が頗る面白くなかったのは、その圧迫と懊悩との如何に絶大なものであったかを物語つて居る。これは君の平生

(44) 藻岩豊平・前掲Ⅳ注(73) 22-23頁。

(45) 伊集院齊・前掲Ⅴ注(47) ②348頁。

(46) 読売新聞大正9年11月27日朝刊5面。

(47) なお、R.M.スボールディングJr. (著) / 鶴養幸雄 (訳) 『文官高等試験』前掲Ⅵ注(17) 365頁以下は、受験界社編輯局(編) 『高等試験口述問答集(第1輯)』(受験界社、大正14年) 203頁以下の大正9年の憲法の口述試験の再現録を、全文再掲しているが、試験委員の質問は、さほど意地悪でもない。

を知って居る者の齊しく認める所で、恩師鳩山博士が熱情の籠った告別の辞の中に、この口述試験の結果は決して君の眞の頭脳を語るものではないと云はれたのに徴しても明かなことである<sup>(48)</sup>」。

一方、相良徳三に宛てた金田一の手紙には、次のようにあった。「——今更、こんな事を云ひ度くはないが、試験の前の晩まで、意地悪く大騒ぎされたのでは、誰だって、あれ以上の成績は取れまい。母親は不機嫌である。是で、僕と君子〔婚約者・克子〕との間も屹度裂かれる事になるのだらう。口実は出来た！ 僕はまんまと、彼等の係蹄にかゝった訳だ<sup>(49)</sup>」。

### (イ) 姉・隆子の結婚

【354】 口述試験終了日は大正9年10月23日、試験結果は10月27日合格者に通知され、29日合格証書授与式、30日官報掲載<sup>(50)</sup>。

一方、10月中旬の相良徳三宛の手紙には、「僕にはすっかり解らなくなった。最後の望みであった君子〔婚約者・克子〕の心も、すっかり、僕から離れたのではないかと思ふ。姉〔長女・隆子〕の復讐は9分9厘まで、成功してしまつたらしい<sup>(51)</sup>」と、金田一は相変わず2月に我妻と帝国劇場で観た女優劇「集散」(【331】)のストーリーに自分を重ね合わせている<sup>(52)</sup>。

以降の相良徳三の文章は、実際の日付から1か月遅れになっているが、金田一の上記書簡の続きから引用すれば——

「……。唯一つだけ、未だ残された望みがある。それは姉の久子〔隆子〕が、近いうちに、結婚すると云ふ事だ。相手は貴族院議員の億万長者の息子さんだ。毎日、呉服屋の番頭が出這入りして、嫁入支度が大変である。式は12月〔11月〕初旬にあるさうだ。もう1箇月半〔半月後〕！ それまで、僕はジッと様子を見てゐるつもりだ」

11月〔10月〕末の手紙には、こんな事が書いてあった。

(48) 「逝ける友を偲びて」前掲Ⅰ【1】274頁。

(49) 伊集院齊・前掲Ⅴ注(47)②349頁。

(50) 読売新聞大正9年10月28日朝刊5面。

(51) 伊集院齊・前掲Ⅴ注(47)②350頁。

(52) 金田一の遺稿集には、次のような歌もある(「逝ける友を偲びて」前掲Ⅰ【1】131頁)。

帝劇の「集散」は俺に教へた！

けれども遅かった！

お姉様を信じてゐたせいもある……

「嫁入り支度は、大変である。箆笥6棹、長持が7本、その他、小道具まで入れて、みんなで26荷と云ふ、仰々しいものであった。古式に則って、昨日、夕方、運ばれて行った。結婚式は、1週間の後に迫ってゐる。彼女が家にゐなくなったら、母親の気持がどう変るか、それが僕の運命を決めるだらう」

続いて、12月〔11月〕初旬の手紙——

「去る12月〔11月〕3日に、結婚式が挙げられた。髪結び上げだけに25円も取ると云ふ、歌沢の家元のお八重さんと云ふのが来て、髪から、お化粧、着付けまでした。久子〔隆子〕は見違えるほど、美しくなった。派手な牡丹の刺繍のある<sup>うちかけ</sup>襦袢に、真白い角隠しを冠った彼女を見ると、僕までが、ほれほれとした位だ。……。式は帝国ホテルで、いとも盛大に挙行された。僕も家族の一員として、式に列するには列したが——」

この手紙を読んで、私は、勝ち誇った魔女、久子〔隆子〕の心を想像して見ないではゐられなかった。見よ！ 何の思ひ残す事もなく、充分に復讐して、今、華やかな姿で嫁入って行く——。

だが、相良徳三が再現した金田一他人の思い描く復讐劇の筋書には、違和感を拭いきれない。克子が、姉・隆子の婚約者のことを嫌っていたのは事実なのだろう。また、隆子の縁談が破談になったとき、克子と金田一に対して、二人の関係を壊すと述べたのも事実かもしれない。だが、そうであるなら復讐の直接の相手は妹の克子になりそうなものを、標的にされているのはもっぱら金田一である。

となれば、金田一の身に起きている事柄は、姉・隆子の婚約者に対して行われたのと同様、鈴木家が、屋敷に寄宿させての見試し期間の後、金田一に見切りをつけたものであって、一家の冷たい態度は、婚約解消の意向を察して自分から出て行ってくれ、との暗黙のシグナルであったように思われる。

(ウ) 大正9年11月26日(金)

【355】 それゆえ、姉・隆子の嫁入りによって、事柄は何も解決しない。むしろ姉が片づいたことで、妹の婚約解消に向けての動きは加速する。彼はふさわしくないと論されて、この頃には克子の心も金田一から離れている。

兄・京助が、通夜の席で我妻らに語ったところによれば、決定的な破局は、隆子の結婚式の2、3日後に起きたという。すなわち<sup>(53)</sup>——、

(53) 「逝ける友を偲びて」前掲I【1】278-279頁。

ふとしたことから愛人〔克子〕は烈しく彼〔他人〕の言葉を抗拒したと云って、弟は此の頃に似げなく顔色青ざめてやって来た。『もう今度は愈々駄目だ。きょうまでは仮令どんなにK子〔克子〕が楯をついて罵っても、私には笑って抱擁出来た。今度ばかりはとてもしげぬ。而かも今迄とは反対に母様々と母を呼んで母を楯に僕を防がうとした。これは今迄にない初めて見た態度だ。かうなつては僕はもはやあの家にゐる理由がなくなった』といった。……〔中略〕……。弟に取つては余程事態が重大だったらしい。その理由はこの頃から筆を取つて、恩師H〔鳩山秀夫〕博士に宛てた80頁ばかりの遺書の起稿に取りかかつたからである。

「此の遺書は11月7日から筆を取つたもので、厚紙に包んでH〔鳩山〕博士の宛名を書いて京助氏の宅の戸棚に入れてあつた」<sup>(54)</sup>。

【356】 その一方で、他人は、「11月の7〔、〕8日頃から15〔、〕6日頃までは殆ど毎夕京助氏の宅を訪ねた。……。京助氏はその時のことを回想して『……今から思へば、家に居ても苦しいから出て来たらしい。毎日来るのは何か求める所があつたのだらうが、私が浮かぬ顔してゐるので云ひ出し得なかつたものか。……』<sup>(55)</sup>と云つて居られる」。

他人が京助の宅を訪れる最後となつたのは、11月19日の夕刻のことである。京助は京大での講義の準備に追われており、「現実にはトルストイの小説のやうではなく、もっともっと辛い」「無抵抗主義はキリストやトルストイの様な大きな人格から出てこそ偉大な意味があるので、吾々がそれを真似るといふのは誤つてゐた」と訴える他人に対して、否定もせず適当にあしらつたのがいけなかつた。<sup>(56)</sup>我妻らの文章はいう。その後「金田一君が重ねてすぐ兄君の処を訪ねなかつたのは、恐らく兄君の今迄にないあの無条件的肯定が、ひよつとすると大いなる疑惑の影を彼の胸に投げたのではなからうか。考へ様で、今迄強く主張して居られた人道主義的提言を兄君が無条件に引き込められた様にも取られるから」<sup>(57)</sup>。

鳩山秀夫宛の遺書とともに京助宅の戸棚から見つかつた兄宛の遺書には、「して見れば、兄の今迄の人道主義は、物質的に責任を免れやうとする……自分をS〔鈴木〕

(54) 「逝ける友を偲びて」前掲Ⅰ【1】279頁。

(55) 「逝ける友を偲びて」前掲Ⅰ【1】279-280頁。

(56) 「逝ける友を偲びて」前掲Ⅰ【1】281頁。

(57) 「逝ける友を偲びて」前掲Ⅰ【1】282-283頁。

家へ引きつけて置く為の間に合はせのものであったのか？」との趣旨の言葉が認められる。<sup>(58)</sup>口減らしに出した他人が、家に戻られては困るという算盤勘定があったことは確かだろう。しかし、そのような京助のトルストイにかこつけての「利己的打算」は、ほかならぬ他人の内面にあるそれと同一物であった。兄宛の遺書には次のようにも記されていた。「神はあらうけれども僕には見え<sup>(59)</sup>ない」。

一方、同時期に他人が岸信介に宛てた手紙にも「無抵抗主義は決して苦しんで採るべき政策ぢやないのです。……僕は全然誤解してゐました」とある。<sup>(60)</sup>ちなみに、この手紙の文末は、次のように結ばれていた。「君にお頼みを受けた翻訳は一向すゝまない。『時』がないから。心の静けさを一時間も持ち得ないから。僕はまだまだ苦しむ<sup>(61)</sup>ことでせう」。

【357】 それは、気持ちよく空の澄んだ朝だったという。<sup>(62)</sup>

大正9年11月「26日午前10時本郷区元町1ノ6元代議士鈴木寅彦氏方同居帝大講師文学士金田一京助氏の令弟帝大独法科3年在学金田一他人氏<sup>(25)</sup>は、劇薬青酸加里を多量に服毒して自殺を図り苦悶中を家人に発見され、直ちに附近順天堂病院に入院せしめたが時遅れて手当の効なく午後1時頃遂に死亡した」。「彼は自殺に際して一通の遺書も家に残さず、只火鉢に焼残った沢山の洋罫紙を発見したに過ぎなかったが、或は生前認め置いた数通の遺書を死に際して焼棄てたものらしく、自殺に用ひた青酸加里は曾て他人が動物採集に用ひた薬品の一部であるといふ<sup>(63)</sup>」。

なお、相良徳三によれば――<sup>(64)</sup>

後で聞いた所によると、彼は何か毒薬を飲んだらしいが、毒薬を飲んでから、ピストルを持って、島木〔鈴木〕氏夫人〔母・志津〕の所へやって来て、夫人をめがけて、1発撃って、そして、ぱったり倒れたと云ふ。但し、知らせを受けて、直ぐに其処へ駆け付けた彼の友人達――今、東大法学部の若い教授になってゐる東〔我妻栄〕君や、農商務省で切れ味を見せてゐる志貴〔岸信介〕君や、内務省警保局で睨みを利かして

(58) 「逝ける友を偲びて」前掲Ⅰ【1】283頁。

(59) 「逝ける友を偲びて」前掲Ⅰ【1】289頁。

(60) 「逝ける友を偲びて」前掲Ⅰ【1】284-285頁。

(61) 「逝ける友を偲びて」前掲Ⅰ【1】288頁。

(62) 金田一春彦「『身も魂も――ある秀才青年の死』前掲Ⅴ注(156)265頁。

(63) 読売新聞大正9年11月27日朝刊5面・前掲注(46)。

(64) 伊集院斉「姉の復讐の材料になった男」前掲Ⅴ注(47)①158頁。



ある久磨〔木村清司〕君（いづれも仮名）などは、このピストル云々の事を否定して  
ゐる。彼等は島木〔鈴木〕氏夫人からその事を聞かされると、直ぐに

「それでは、その弾丸は、あなたには当たらなかったのですね？」

と云って、壁や、襖や、畳なんかに、弾痕を探したが、見当たらなかったさうである。それから又、直ぐに、近所の小間物屋で、

「今朝の9時頃、ピストルでも撃ったような音を聞きませんでしたか？」

と尋ねてみたさうだが、店の主人は、狐にでも撮つままれたような顔をして、

「いゝえ、別に——。なァ、おい！ 何にも音なんかしなかったなァ」

と、細君に聞いたと云ふ事である。

それから2、3日して、東〔我妻〕君の所へ、島木〔鈴木〕氏夫人から「やっと弾丸が見付かりました」と云って鉛の塊を届けて寄来したさうだが——勿論、東〔我妻〕君はそんな物には取合はなかった。私にしたって、取合ひはしまい。

このように相良徳三は、ピストルの件を母・志津の狂言と考えているようであるが、しかし、そうであるとすれば、なぜ彼女はそのような作り話をしてまで、金田一を凶悪犯に仕立て上げなければならなかったのだろう。

【358】 一方、岸信介はいう。「この日は私の長男信和の出生した日であり、同時に親友の一人を失った日として私に忘れることの出来ぬ日となった<sup>(65)</sup>」。

金田一春彦によれば、「私が小学2年生の時だったが、鈴木〔寅彦〕社長が葬式の日<sup>(66)</sup>に悔やみに来た時、若き岸青年が、その前に『居丈高』という言葉がそのままあてはまるような姿勢で座り、社長をののしっていたのを覚えている。あとで聞くと『あなたの不注意のために、惜しい秀才を一人殺してしまった』というようなことを言っていたのだそうだ」。

## イ 鈴木家

【359】 鈴木家の二女・克子と金田一他人の婚約解消に関しては、当然、鈴木家の当主・寅彦の最終決定の上に成り立っていたものと考えられる。しかし、彼は、長

(65) 岸信介『我が青春』前掲Ⅲ注(133)①177頁。

(66) 金田一春彦「私のこと」『自然と人生』（三省堂、平成3年）……〔所収〕『金田一春彦著作集（第12巻）』（多摩川大学出版部、平成16年）529頁。なお、金田一春彦・前掲Ⅴ注(156)263頁にも「叔父が死んだ通夜の席で、岸信介が、あの頃からすでに大きかった目玉をギョロリとむき、激昂していた姿は、今でも覚えている」とある。

女・隆子の時と同様、決して自らは表には立たず、金田一の直接の問いにも不得要領な答えに終始するばかりで、一切の差配を妻・志津に委ねた。やり手の実業家・政治家としての彼の手腕は、家庭内でも発揮されたのである。だが、後事を託された妻・志津の側では、結局、金田一の心を苛むだけの不明瞭なシグナルを発することしかできなかった<sup>(67)</sup>。

二人のその後については、すでに触れた（V【追記】）。以下では、長女・隆子と二女・克子のその後について付記しておく。

#### （ア）長女・隆子

【360】長女・隆子の結婚相手について、相良徳三の文章には「貴族院議員の億万長者の息子さん」とあったが（【354】）、夫となった岡田幸三郎（明治21年4月生）の父・幸吉は貴族院議員ではない。ただし、岡田家は、千葉県・銚子の旧家で、江戸時代には苗字帯刀を許され、当主は代々「源吉」を襲名した<sup>(68)</sup>。幸三郎は父・幸吉の4男5女の三男であるが、二男の久二郎は早逝し、源吉を襲名した長兄は家業を顧みず、日本に亡命していた孫文らと交流するなど中国革命に熱中したため、家計は困窮状態に陥った<sup>(69)</sup>。長崎高商から慶応義塾の理財科に進学した幸三郎が、明治43年中退して台東拓殖合資会社に入社したのも、実家の窮乏が理由であり、台湾に赴任した幸三郎は、給料の大半を実家に仕送りしていたという。台東拓殖合資会社はその後塩水港精糖株式会社の経営下に入るが、一方、幸三郎は10年余の台湾本社勤務の後に東京出張所に配属される。鈴木寅彦の長女・隆子との結婚は、この時である。

幸三郎と隆子との間には、2男2女が生まれ、長女・順子（昭和2年8月生）は、作家・遠藤周作の妻となった。順子によれば、「母〔隆子〕は俳句と和歌が好きで、昔、句歌集を出したことがありました。和歌は子供の頃習ったらしくて、少しはまとも

(67) 加藤守雄『折口信夫伝』前掲Ⅵ（31）324頁は、「S〔鈴木〕家の人びとの態度が、なぜこのように急変したか。単なる中傷言によって、いっきに変わるというようなことは、ちょっと信じ難い。何かほかの理由があったに違いない。S〔鈴木寅彦〕氏やその家族の人びとを不安がらせるような、ある疑惑が不意に生じたのではないか。そのため、娘のK子〔克子〕との婚約を解消しようとしたのではないか。他人に語ることを憚られるような理由であったために、他人にあきらめさせようとして、わざと冷淡な態度をとったのではないか」としつつも、「その理由らしいものについて、筆者にも一つの思いよる所があるが、想像にすぎないので、ここに述べることは避けておきたい」と、意味深長である。

(68) 遠藤順子『ビルマ独立に命をかけた男たち』（PHP研究所、平成15年）14頁、54頁。

(69) この長兄・源吉の二男が、俳優の岡田英次である。

なのですが、俳句の方はからきしだめで、『お前の母親は、何も悩みのない人だなあ』って、よく主人〔遠藤周作〕が笑っていましたがね（笑）。俳句って、ちょっとひねったところがないとダメでしょ。母はひねれないの。だから何にも悩みのない人だって<sup>(70)</sup>。平成7年3月没、享年99歳の長寿であった。

#### (イ) 二女・克子

【361】 相良徳三の昭和6年の文章には「君子〔二女・克子〕は今でも、未だ結婚しないのであるさうである」とあるが<sup>(71)</sup>、彼女は、その後間もなく結婚した。相手は昭和7年東京帝大法学部法律学科卒業（川島武宜と同期）の鐘ヶ江晴夫で、二人の間には3人の娘が生まれたが、その後、克子は戦時中に死去したらしい。

鐘ヶ江晴夫は、高崎板紙（後の高崎製紙）から、再婚した妻の実家の更生管財人を経て、不動産鑑定士・不動産コンサルタントとなった<sup>(72)</sup>。

#### ウ 文学作品としての『身も魂も』

【362】 金田一京助の研究者は、弟・他人の死から、妹・ヨシ（芳子。金田一家の二女・4番目の子。他人（五男・6番目の子）の6歳年上）や、四女・若葉（長男・春彦より8歳年下）のことを思い起こすであろう。京助の歌集「入水行——若葉をかなしむうた」（昭和25年）に収められた次の短歌は、弟・他人の遺稿集の書名と、符節を合わせるかのようなものである。

いっばいに身もたましひもつくすほかは死ぬよりなしと思ひ成りきや

一方、他人の遺稿集に収められた作品について、編者の我妻らは「但し此等は果して彼〔他人〕自らが呼んであるやうに『歌』であるかどうかは知らない。のみならず、普通の意味で或は芸術品でさへないかも知れない」と評している<sup>(74)</sup>。近親者である金田一春彦の評価は、いっそう辛辣で——、

けれども、どんなに素晴らしい手記かと思って読んで見ると、少なからず失望する。

(70) 遠藤順子『夫・遠藤周作を語る』前掲V注（153）65-66頁。

(71) 伊集院齊・前掲V注（47）②351頁。

(72) 著書『不動産鑑定評価の基礎理論（第3版）』（酒井書店、昭和58年）、『不動産鑑定評価実務総攬』（酒井書店、昭和59年）のほか、「財産上の給付の査定について」ジュリスト399号（昭和43年）53頁等の論稿がある。

(73) 『金田一京助全集・第15巻（文芸Ⅱ）』（三省堂、平成5年）463頁。

(74) 「逝ける友を偲びて」前掲I【1】「はしがき」。

(75) 金田一春彦・前掲V注（156）265頁。

……。ここに書かれているのは、始めから終りまで、自分の愛情が相手に受け入れられなかった男のあがきの叫びである。

身も魂も打ち込んだ  
俺のこの愛を  
疑ふのです、おん身は  
……〔略〕……。

といった文句が延々と続くのである。これでは、作者に同情するより先に、こんなにヒステリックになってしまっておしまいだな、という感じがする。のみならず、こんなに深刻にくよくよ一人よがりに思いこんでいる男が相手では、この娘さんも随分大変だったろう、と、K子〔克子〕さんの方に同情してしまう。始めの方で恨みつらみをいろいろと書き綴るのもいいが、終わりの方になれば少しは悟りの境地にでも行くかという、そうではない。

ワカちゃんよ<sup>(76)</sup>  
幸福な愛のライフに生きるといふ  
歌を一所に歌ったことを忘れぬ  
というあたりは、いいが、最後は、  
きときと<sup>(77)</sup>  
おん身は不幸になる  
俺の一念は一生おん身につく

という恐ろしい言葉が出てきて終わっている。恋は盲目というが、彼は目を塞いだまま、韋駄天走りにつっ走って、とうとう崖から谷底に転落したようなものだ。わが叔父ながら、何と情けない、不甲斐ないことかと、少々悲しくなってくる。

だが、春彦や我妻たちと異なり、他人の作品の中に、特別な何かを感じ取る人間もいる。折口信夫、宮沢賢治、そして知里幸恵である。

(ア) 折口信夫（釈迦空）

【363】 金田一他人の遺稿集『身も魂も』は、彼の一周忌である大正10年11月26日

(76) 〔七戸注〕【280】。原文（『身も魂も』前掲Ⅰ【1】45頁）ではワカちゃんの頭文字Wをひっくり返した「Mちゃんよ」になっている。他の歌も同様。

(77) 〔七戸注〕原文（『身も魂も』前掲Ⅰ【1】99頁）では「必と〜」。

に発行されたが（【1】）、折口信夫の「零時日記」同年12月1日条には、次のような記述が認められる。<sup>(78)</sup>

○12月1日 故金田一キンダイチオサト他人氏の遺著『身も魂も』を、其兄金田一京助先生から送って頂いた。4〔、〕5年前、牛屋横町のお宅の玄関で見かけた、白い頬の人が或は其か、とほのかな記憶を思ひ返さずに居られなかった程、傷ましいことであった。死ぬる者は損だ、と言ふ語を、あの時程、切に感じた事はなかった。口をあいては居られないおもぎぬを、事好むじゃあなりすとの前に、掲げようとした無慙な墓盗人の指が、へし折ってやりたかった。

君は後で罰が当たるよ。

俺の心だって神の物だ。

祈るよりも懺悔でもせよ。

歌の本質は、どうしてもこゝ迄は行かれぬ。此などになると、立派に啄木の三行詩の影響をのり越えて居る。歌の形にはめてはめられぬ事のないものも、平気に自由に、ほき出す様な拍子で歌うてある。伴はれ易い感傷も、其為に圧服せられたものゝ多いのは、嬉しかった。なまじっか歌だったら、かう迄は行かなかったであらう。

加藤守雄は、『身も魂も』が遥空の作物の発想法に影響を与えたとすれば、その最初の現われは、大正12年の関東地震の直後に作った『砂けぶり』と題する四行詩である<sup>(79)</sup>とする。加藤の文章を続けければ――、

『零時日記』の中であげている他人の「君は後で罰が当たるよ。」という詩と、『砂けぶり』の中の次のような四行詩との間には、感触の上で、ある程度まで相通ずるものがあるように思われる。

命をもって 目睹した

一瞬の芸術

---

(78) 折口信夫「零時日記（Ⅲ）」白鳥創刊号（大正11年1月1日）巻末……〔旧全集・初版〕折口博士記念会（編集）『折口信夫全集・第28巻（評論篇2）』（中央公論社、昭和32年）22-23頁、〔旧全集・新訂版〕折口博士記念古代研究所（編集）『折口信夫全集・第28巻（評論篇2）』（中央公論社、昭和43年）22-23頁、〔新全集〕折口信夫全集刊行会（編集）『折口信夫全集33零時日記・海道の砂（随想ほか）』（中央公論社、平成10年）36頁。

(79) 加藤守雄・前掲Ⅵ（31）349-351頁。

苦痛に陶醉した  
涅槃の 大恐怖

おん身らは 誰をころしたと思ふ。  
かの尊い 御名において——。  
おそろしい呪文だ。  
万歳 ばんざあい

彼らの死は、  
涅槃を無視する——。  
擾乱の 歓喜と  
飽満する 痛苦と

『砂けぶり』には、「大正大震災の翌々日夜横浜に上陸」と、前書きがついている。『日光』の大正13年6月号に8聯、13年8月号に11聯が掲載され、のちに『日本雑歌集』（昭和22年、芸文社刊）に収められた時には、「非短歌」という名目で部類された。

こゝに掲げたのは、その終りの3聯であるが、『身も魂も』について言っていることば——「ほき出す様な拍子」によって、感傷を「圧伏している」点では、同じだといえる。

このほか、折口自身は、2行詩9連の口語歌「東京を侮辱するもの」末尾の自注でも、「私の、かう言ふ歌から出たと思われる形のもの、啄木、哀果の影響もなく、却て無名で亡くなって行った金田<sup>ヲサト</sup>一人——京助先生の愛弟——の『身も魂も』<sup>(80)</sup>から来てゐるのではないか、と言ふ気がしてゐる」と記している。

【364】なお、「黒衣の旅人」釈道空について、岡野弘彦は「先生〔折口信夫〕若い者の自殺に対して、やはり特殊な気持を持っていますね。『零時日記』のなかにも出てますけど」と述べる<sup>(81)</sup>。

また、他人の「君は後で罰が当たるよ」の歌との関連では、折口が「ある時ふと、

(80) 『短歌文学全集・釈道空編』（第一書房、昭和12年）465頁……〔所収〕『折口信夫全集33』〔新全集〕前掲注（78）476頁。

(81) 「（座談会・全集にそって）道空短歌の特質（下）」折口信夫全集月報22号（『折口信夫全集（第22巻）』朶、昭和58年）5頁。

『ぼくから去って行ったものはみんな不幸になるね』と言われた事がある。実際、そういう例が多かったから、妖しい呪言をきいたような気がした」と加藤守雄<sup>(82)</sup>はいい、岡野弘彦も「折口は時に凜となって、『僕から背いていった者は、皆不幸になるよ』と恐ろしい呪詛のような言葉を、深い自信をこめて言うことがあった」と述べている<sup>(83)</sup>。

#### (イ) 宮沢賢治

【365】一方、金田一他人と盛岡中学の同級生だった宮沢賢治は、他人の死去の翌年（大正10年）の春、兄・京助の宅を唐突に訪れている。京助によれば<sup>(84)</sup>——、

盛岡高等農林卒業後、上京して田中智学師の法華経行者の団に投じ、ある日上野の山の花吹雪をよそに、清水堂下の大道で、大道説教をする一味に交り、その足で私の本郷森川の家を訪ねて見えた。中学では私の4番目の弟が同級で、今一人同じ花巻の名門の瀬川〔貞蔵〕君と3人、腕を組んで撮った写真を見ていたから〔【185】〕、顔は知っていたのだが、上野でもやその中に居られようとは思ひもかけず、訪ねて見えたのは、弟がその頃法科大学にいたから、それを訪ねて見えたかと思っただが、必ずしもそうではなかった。一、二語、私と啄木の話を変えたようだが、外に大して用談もなし、また、私から、下宿とは聞かれて、しかとした答はなく、寝るくらいはどこにでも、といった風で、結局、田中智学先生を慕って上京し、あの大道説教団の中にいたということだったのには、私の顔が、定めしげんな表情をしたことだったろうと恥かしい。

前年の金田一他人の自殺に関する記事は、地元紙「岩手日報」にも掲載されたから、賢治は他人の死を了知していたはずであるが、しかし、京助は、結局、賢治の訪問の意図をつかみきれずに終わっている。

一方、同年11月に刊行された他人の遺稿集を、賢治が入手したのかも不明であるが、その3年後の大正13年3月20日刊行の『春と修羅』（関根書店）について、堀沢光儀は、次のように述べている<sup>(85)</sup>。

(82) 加藤守雄『わが師折口信夫』（文芸春秋、昭和42年）234頁。なお、加藤守雄「折口信夫の弟子教育」池田弥三郎＝加藤守雄＝岡野弘彦（編）『折口信夫回想』（中央公論社、昭和43年）167頁にも「ある時ふと、『ぼくから去って行ったものはみんな不幸になるね』と言われた事がある。実際、そういう例が多かったから、妖しい呪言をきいたような気がした」とある。

(83) 岡野弘彦『折口信夫の記』（中央公論社、平成8年）214-215頁。

(84) 金田一京助「啄木と賢治」四次元（宮沢賢治友の会機関誌）別冊（号外「宮沢賢治思慕特集」、昭和32年）……〔復刻版〕宮沢賢治研究会（編）『宮沢賢治研究・4次元（別冊）』（国書刊行会、昭和57年）27-28頁。

(85) 堀沢光儀『金田一京助物語』（三省堂、平成4年）207-208頁。

賢治は帰郷して3年後に上梓した詩集『春と修羅』を〔京助に〕送ってくれた。そのなかの、長詩「小岩井農場」パート9の3行は、愛に殉じた友の遺稿集のいくばくかの影響があるようにおもわれた。

じぶんとそれからたったもひとつのたましひと  
完全そして永久にどこまでもいっしょに行かうとする  
この変態を恋愛といふ

内なる魂のうめきを分かち書きで表現する他人の手法は、折口信夫、宮沢賢治にも伝わっている。

### （ウ） 知里幸恵

【366】 金田一他人の遺稿集は、折口信夫のデモーニッシュな衝動や、宮沢賢治の内なる修羅を刺激したものらしい。だが、知里幸恵は、彼らとはまったく異なる反応を示している。

明治36年6月8日北海道・登別に生まれた彼女は、旭川区立職業学校卒業から2年後の大正11年5月金田一京助に請われて上京し、京助宅でアイヌ神謡の翻訳に従事するが、表紙に「おもひのまま」「大正11年6月1日夜より 知里幸恵」と記された小さなノートの翌2日（金）条には、次のようにある。

〔大正11年6月〕2日

今日もいいお天気。朝の中は英語の復習、洗濯で時を過し、お昼飯まではシュペネシリカ〔sup-ne-sirka:「蘆丸」の曲〕を書く。午後は裁縫、読書。12時少し前に就寝、手紙をやっと2枚。此方〔金田一京助〕のイアクニシパ〔irwak-nispa:兄弟-様。金田一他人〕の遺稿『身も魂も』を読んだ。何といふ悲痛極る文字であらう。一字々々真紅な心臓から迸出る美しい生血で書つけられたもの、様……。愛とは何。彼の君が命を懸けて戦った血と涙の記録、何うして涙なしに読む事が出来ようぞ。私にはちっとも批評などの出来る頭ぢゃない、たゞたゞ痛切な同情同感の涙のみ……。

真剣、私の心に真剣な愛があるか。真剣な愛を彼〔北海道・名寄在住の婚約者・村井宗太郎〕に捧げてゐるのか、果して。純真な美しい愛か。おゝ私は愛します。たゞ貴郎を愛します。身も魂も打こんで……。貴郎もまた私に然うである事を私は深く深

(86) 富樫利一『銀のしずく「思いのままに」——知里幸恵の遺稿より』（彩流社、改訂版・平成14年）19-20頁。



く感ずる事が出来ます。信じます。私をも信じて下さい。

「銀のしずく降る降るまわりに」の詩句を紡ぎ出す無垢な感性の前には、あらゆる昏い情念も浄化されるのである。なお、この日記から1週間後（6月9日）に彼女が父・知里高吉に送った手紙の中にも、「だからせめては、かくなつた弱い身も魂も神に任せて、そしてこれから私は安心をして喜びと感謝をもって人に接し、愛を持って人と交って、そして世渡りをしやうと思ひます」とある。<sup>(87)</sup>

だが、その3か月後の大正11年9月18日『アイヌ神謡集』を完成させた当夜、重度の心臓病を患っていた彼女は、心臓発作のため死去した。19歳3か月の短い生涯だった。我妻栄の助教授就任（大正11年7月26日）と同時期の出来事である。

## 2 助手（大正10年4月～11年7月：24～25歳）

【367】 話を宮沢賢治が金田一京助の宅を訪ねた大正10年の春まで戻す。

同年3月の鳩山秀夫の渡欧により、我妻は本郷区森川町1番地新坂通359の下宿「蓋平館別荘」に居を移す（前掲Ⅳ【追記】④）。この下宿は、明治41年新築時に金田一京助と石川啄木がそれまでの下宿（赤心館）を家賃滞納で追われて移り住んだ宿であるが、我妻は同所に3か月居住の後、6月四谷区筆筒町73に転居し、10月米沢中学を退職した父・又次郎と、母・つる、四女・千枝子を迎える（Ⅳ【追記】⑤）。

【368】 同年に学部を卒業して大学院に進んだ中川善之助は、我妻の下宿について次のように述べている。<sup>(89)</sup>

私が研究室にいた時分は、本郷の正門前の蓋平館という下宿に我妻君はいたのです。大きな下宿で、100人以上大学生がいました。そこにほかの友だちもいたのですが、我妻君のところにもよく行ったものです。だから毎日私は我妻君と一緒に正門を出て歩いて帰って行ったのです。正門前を真っ直ぐに、本郷通りを横切って入ると、突当りは神社〔映世神社。昭和20年廃社〕でその手前の右側に一白社〔一白舎〕という、学生がランチを食べに行く店があり、左側にはこれも古くからあるミルクホールがありました〔天神山ミルクホールか〕。そのお宮の横をさらに真直ぐ行くと蓋平館があ

(87) 知里幸恵『銀のしずく——知里幸恵遺稿』（草風館、昭和59年、再刊・平成19年）77頁。

(88) その後、昭和10年頃に宿の名称は太栄館に変わり、建物も昭和29年失火のため焼亡、再築された建物の玄関横には、昭和30年に金田一京助揮毫の啄木の歌碑が建立された。

(89) 「（座談会）人間・我妻栄を語る」前掲Ⅰ注（37）50-51頁。

り、陸橋へ出るのです。我妻君と別れて私は本郷台の坂をおりて、白山下からこんにやくえんまに出て伝通院に抜けて、当時大塚にあった私の家へ帰ったのです。我妻君はとにかくその自分は非常にまじめな勉強家で、私どももう少し見習っておけばよかったと思うことが多いのです。

大学の卒業および入学の時期は、それまでの7月卒業・9月入学から、3月卒業・4月入学に改められたが、移行初年である大正10年の卒業日は、1か月遅れの4月30日とされた<sup>(90)</sup>。それゆえ、同年卒業の中川が我妻と一緒に下校したのは、我妻の蓋平館時代の最後の2か月である。

なお、中川は大学院「教官養成費」給費学生（【388】）に採用され、同期の田中誠二は大学院特選給費学生、平野義太郎は助手に選ばれる。一方、我妻が大学院特選給費学生を辞退して助手に鞍替えしたことはすでに触れたが（【347】）、助手の制度に関しても、ある程度説明しておく必要がある。

### （1）学卒助手の歴史

【369】 今日われわれが東大や京大の学卒助手の制度に対して懐くイメージは、昭和53年の著作が次のように記載しているところと、大差ないであろう<sup>(91)</sup>。

……〔略〕……。これは東大法学部の学生たちの間にある職業のランクづけを無意識のうちに表わしている。すなわち一に東大教授、二に司法官、三に高級官僚、そして四番目によく銀行をはじめとする民間企業が登場するのである。

第一のルートは卒業後、そのまま助手として残り、講師、助教授と席のあくのをまっけて昇進していき、教授となって君臨するもの。東大法学部にも大学院はあるが、大学院に入る学生はむしろ二流で、全優をとるようなごく少数<sup>マイ</sup>の者だけが学部を卒業後、ただちに助手のポストにつくわけだ。

それゆえ、大学院出身の六本佳平が、法社会学の助教授に採用された昭和45年は「東大法学部に一つの革命が起きた年」などと評され<sup>(92)</sup>、2年後の昭和47年にフラン

(90) 『中川善之助——人と学問』法学セミナー253号（昭和51年4月臨時増刊号）「略歴」187頁、田中誠二『商事法と共に六十年——その回顧と展望』（経済法令研究会、昭和57年）51頁。

(91) 高橋和史「財界と東大法学部」小中陽太郎（編）『東大法学部——その虚像と実像』（現代評論社、昭和53年）205頁。

(92) 原田三期「大学としての東大法学部——官僚教の司祭たち」『東大法学部——その虚像と実像』前掲注（91）9頁。

ス法の教授に就任した山口俊夫も、山本桂一の急死を受けた「例外」措置としての「助手経験のない教授の誕生」と記されている<sup>(93)</sup>。

このほか、同書には「実に、六本は、大学院出身で東大法学部の教師となった最初の男であった」などとも書かれているが、それは戦後の新制東京大学の卒業生に限った話で、すでに見たように、明治40年の大学院特選給費学生から昭和18年の大学院特別研究生（特研生）に至るまでは、大学院生から助教授・教授になるキャリアパスが存在していた（【343】）。

## ア 明治期

【370】「助手」は、明治26年帝国大学官制においてはじめて認められた職位であるが<sup>(94)</sup>、これは、明治19年帝国大学令11条の明治23年改正で新設された「技手」の制度を引き継ぐもので<sup>(95)</sup>、理系の分科大学（医・理・工・農）における実験助手・臨床助手・事務助手の採用例が大半を占め<sup>(96)</sup>、文系の分科大学（法・文）において助手が採用された例は、明治期を通じてごく僅かである。また、理系大学にあっても、上記のような職務内容との関係から、明治期において、助手から帝大助教授・教授に昇進する者は少数であった<sup>(97)</sup>。

【別表Ⅶ-1】は、内閣印刷局『職員録』・文部省『文部省職員録』と『東京大学百年史（部局史1）』を用いて、明治～大正期の東大法科の助手の氏名を書き出したものであるが<sup>(98)</sup>、明治期における助手は、市村富久（【別表Ⅶ-1】①）ただ1名である。【371】市村富久は、明治9年11月9日埼玉県人・市村久平の二男として同県入間郡金子村（現：入間市）に生まれた<sup>(99)</sup>。黒須高等小学校、開成中学、一高から、明治

(93) 原田三朗・前掲注(92)11頁。

(94) 明治26年8月11日勅令第83号「帝国大学官制」6条、9条。伊藤彰浩「概説——戦前期官立高等教育機関における助手制度」伊藤彰浩＝岩田弘三＝中野実『近代日本高等教育における助手制度の研究』（広島大学大学教育研究センター・高等教育研究叢書3、平成2年）1頁。

(95) 明治23年11月7日勅令第269号「帝国大学令中改正ノ件」。助手制度の成立過程の詳細については、中野実「助手制度の成立史——帝国大学初期を中心として」『近代日本高等教育における助手制度の研究』前掲注(94)59頁。

(96) 岩田弘三『近代日本の大学教授職——アカデミック・プロフェッションのキャリア形成』（玉川大学出版部、平成23年）128頁以下。

(97) 岩田弘三「帝大助手のキャリア」『近代日本高等教育における助手制度の研究』前掲注(94)28頁、岩田弘三・前掲注(96)139頁以下。

(98) なお、佐々木研一朗「東京帝国大学法学部助手に関する一考察——大正期を中心に」政治学研究論集34号（平成23年）283頁「表8」参照。

33年東京帝大法科大学英法科卒業（同学年の英法科に中島玉吉・野村淳治・村上貞吉（〔27〕）、仏法科に遠藤源六・五来欣造（斬馬劍禪）、独法科に松本蒸治（〔27〕）・乾政彦がいる）。その後は大学院に進み海法を研究、明治35年に助手となる（なお、妻・たけ（明治16年4月生）との結婚は、同年（明治35年）の分家より以前と考えられる）。中央大学・明治大学・早稲田大学・法政大学の講師として海商法の講義を始めるのもこの時代以降である<sup>(100)</sup>。助手職は、明治41年1月13日商船学校教授兼地方海員審判所審判官に任ぜられた際に離職するが、大正2年9月30日には東京帝大講師、大正4年8月21日からは助教授を兼任し、翌大正6年4月22日には法学博士の学位を授与される（博士会推薦）。

このキャリアパスからすれば、東大法科の海法講座・松波仁一郎の後継者は、当然市村と考えられたが、ところが、彼は同年9月4日に退官して同月30日大阪で弁護士を開業<sup>(101)</sup>、大阪商船株式会社の顧問を務めるなど、海法の在野の大権威となった<sup>(102)</sup>。昭和17年2月22日裁判業務で上京中に急死、享年66歳。<sup>(103)</sup>

松波仁一郎が大正9年大学卒業の我妻栄を後継者候補として考えたのも、その3年前の大正6年（我妻大学入学の年）に市村富久が東大助教授の職を去ったことと関係しているようにも思われる。

(99) 森清「故市村博士の吾海法学界に於ける業績」法学新報52巻（昭和17年）7号91頁、山田浩蔵（編）『法学博士市村富久遺稿』（山田浩蔵、昭和18年）。

(100) なお、松本蒸治『商法原論〔第1巻〕』（東京法学院大学、明治37年12月）「序」2頁には、「本書ハ法典ノ編別ニ從ヒテ之ヲ5巻ニ分チ第1巻乃至第4巻ハ余親ラ筆ヲ操リ第5巻ハ同窓ノ学友市村富久君其稿ヲ起スヘシ市村君ハ多年海法ヲ専攻セラレシ学識ノ博キ造詣ノ深キ余輩ノ毎ニ推重スル所ナリ故ニ材料ノ豊富ニシテ議論ノ的確ナル第5巻ト前4巻トハ蓋シ日ヲ同ウシテ談スヘカラサルモノアルヘク所謂紹ヲ以テ反テ狗ニ続クノ奇観ヲ呈スヘキハ予メ期待スル所トス若夫レ叙述ノ体裁ニ至リテハ俱ニ相謀リテ首尾一致ヲ保ツコトヲ務ムヘシ」とある。ただし、『商法原論』の「第5巻」に相当する書籍である松本蒸治『海商法』（中央大学、大正3年8月）には、市村の関与についての記載はない。

(101) 転身の理由につき、市村は次のように述べている。「性質論や定義論などに力を入れるよりは量といふことに力を入れることが大事であると思ひ分量論に入るには大学を終った人を3年位洋行させた位の事で到底分る筈も無いから日本の材料を以て実験より帰納したる研究方法を興さねば不可であると考へ其処で真の研究は弁護士を為して社会事情と法学と両方面を実験し其結果より帰納するを最良と考へたのである」。『法学博士市村富久遺稿』前掲注（99）825頁。

(102) そのため、市村は、富喜丸事件（大連判大正15・5・22民集5巻386頁……民刑連合部の中間判決である）の被告となった大阪商船の訴訟代理人を務めている。

(103) 代表的な著書に、市村富久『海商法論（前編）（後編）』（巖松堂書店、大正5年）。

〔別表Ⅶ-1〕 明治～大正期・東京帝国大学法科大学・法学部助手一覧

年	人数	氏名	俸給	出身大学	分野	その後の職
明35 (1906)	1名	① 市村富久	8級	明33東大法法英卒	海商法	(→明36継続)
明36 (1907)	1名	① 市村富久	8級	(明35任用)		(→明37継続)
明37 (1908)	1名	① 市村富久	8級	(明35任用)		(→明38継続)
明38 (1909)	1名	① 市村富久	8級	(明35任用)		(→明39継続)
明39 (1910)	1名	① 市村富久	8級	(明35任用)		(→明40継続)
明40 (1907)	1名	① 市村富久	8級	(明35任用)		明41商船学校教授
明41 (1908)	0名					
明42 (1909)	0名					
明43 (1910)	0名					
明44 (1911)	0名					
明45・ 大1 (1912)	0名					
大2 (1913)	1名	② 榊田民蔵	8級	明45京大法政卒	経済学	大3 大阪朝日新聞
大3 (1914)	1名	③ 森戸辰男	8級	大3 東大法経卒	経済学	(→大4 継続)
大4 (1915)	1名	③ 森戸辰男	8級	(大3任用)		(→大5 継続)
大5 (1916)	1名	③ 森戸辰男	8級	(大3任用)		大5 東大法助教授
大6 (1917)	2名	④ 東季彦	月32円	大2 東大法法独卒	商法	大6 陸軍経理学校教授
		⑤ 糸井靖之	月32円	大6 東大法商卒	統計学	(→大7 継続)
大7 (1918)	5名	⑥ 和田藤太郎	9級	(大6.12.26付任用)		
		⑦ 勝本正見	8級	大7 東大法法独卒	民法	(→大8 継続)
		⑧ 山本亀市	8級	大7 東大法法英卒	刑法	(→大8 継続)
		⑨ 森順治郎	8級	明45東大法経卒	経済学	
		⑤ 糸井靖之	8級	(大6任用)		大8 東大経助教授
大8 (1919)	5名	⑦ 勝本正見	8級	(大7任用)		(→大9 継続)
		⑧ 山本亀市	8級	(大7任用)		大9 同志社大教授
		⑩ 河村又介	8級	大8 東大法政卒	国家原論	(→大9 継続)
		⑪ 鈴木義男	8級	大8 東大法法英卒	行政法	(→大9 継続)
		⑫ 内藤吉之助	8級	大8 東大法政卒	法制史	(→大9 継続)
大9 (1920)	7名	⑬ 鈴木繁次	(2級)	明36東大文哲卒		兼：附属図書館司書
		⑭ 勝本正見	月70円	(大7任用)		大13東北大法文教授
		⑪ 河村又介	月63円	(大8任用)		大13東北大法文教授
		⑫ 鈴木義男	月63円	(大8任用)		大13東北大法文教授
		⑬ 内藤吉之助	月63円	(大8任用)		昭3京城帝大法文教授
		⑭ 井上孚磨	月63円	大6 東大法政卒	憲法	大10法政大教授
		⑮ 蓮沢〔石川〕浄淳		大5 東大文哲印哲卒	印度哲学	
		⑯ 蠟山政道	月63円	大9 東大法政卒	行政学	(→大10継続)
大10 (1921)	9名	⑬ 鈴木繁次	(2級)	兼：附属図書館司書		(→大11継続)
		⑯ 蠟山政道	7級	(大9任用)		大11東大法助教授
		⑰ 我妻栄	7級	大9 東大法法独卒	民法	大11東大法助教授
		⑱ 木村亀二	7級	大10東大法法独卒	法理学	(→大11継続)
		⑲ 平野義太郎	7級	大10東大法法独卒	民法	(→大11継続)
		⑳ 服部実	7級	大10東大法政卒	政治学	(→大11継続)
		㉑ 山之内一郎	7級	大9 東大法政卒	憲法	大14九州大法文助教授
		㉒ 佐々弘雄	7級	大9 東大法政卒	政治学	大13九州大法文教授

大11（1922）	7名	⑬	鈴木繁次	（1級）	兼：附属図書館司書		（→大12継続）
		⑭	木村亀二	7級	（大10任用）		大15九州大法文助教授
		⑮	平野義太郎	7級	（大10任用）		大12東大法助教授
		⑯	服部実	7級	（大10任用）		昭3宇都宮高等農林教授
		㉓	岩田〔横田〕喜三郎	7級	大11東大法政卒	国際法	（→大12継続）
		㉔	今川赳夫	7級	大11東大法法独卒	法理学	（→大12継続）
		㉕	風早八十二	7級	大11東大法法仏卒	刑法	（→大12継続）
大12（1923）	9名	⑬	鈴木繁次	（1級）	兼：附属図書館司書		（→大13継続）
		㉓	岩田〔横田〕喜三郎	7級	（大11任用）		大13東大法助教授
		㉔	今川赳夫	7級	（大11任用）		大13.1.14死去
		㉕	風早八十二	7級	（大11任用）		大15九州大法文助教授
		㉖	平井〔末延〕三次	7級	大12東大法法英卒	英米法	（→大13継続）
		㉗	菊井維大	7級	大12東大法法独卒	民訴法	（→大13継続）
		㉘	山尾時三	7級	大11東大法法独卒	商法	（→大13継続）
		㉙	藤田東三	7級	大11東大法法独卒	民法	（→大13継続）
		㉚	宮沢俊義	7級	大12東大法政卒	憲法	（→大13継続）
		大13（1924）	9名	⑬	鈴木繁次	（1級）	兼：附属図書館司書
㉖	平井〔末延〕三次			月70円	（大12任用）		大14東大法助教授
㉗	菊井維大			月70円	（大12任用）		大14東大法助教授
㉘	山尾時三			月70円	（大12任用）		大14九州大法文助教授
㉙	藤田東三			月70円	（大12任用）		大15京城帝大法文助教授
㉚	宮沢俊義			月70円	（大12任用）		大14東大法助教授
㉛	杉村章三郎			7級	大12東大法政卒	行政法	（→大14継続）
㉜	武藤智雄			7級	大13東大法法独卒	ローマ法	（→大14継続）
㉝	奥平武彦			7級	大13東大法政卒	法制史	（→大14継続）
大14（1925）	8名			⑬	鈴木繁次	（1級）	兼：附属図書館司書
		㉜	栗田政吉	6級	*事務助手		（→大15継続）
		㉛	杉村章三郎	7級	（大13任用）		大15東大法助教授
		㉜	武藤智雄	7級	（大13任用）		大15九州大法文助教授
		㉝	奥平武彦	7級	（大13任用）		大15京城帝大法文助教授
		㉞	江川英文	7級	大14東大法法仏卒	国際私法	（→大15継続）
		㉟	西崎正	7級	大14東大法政卒		（→大15継続）
		㊱	岡松成太郎	7級	大14東大法法独卒		（→大15継続）
大15・昭1（1926）	9名	⑬	鈴木繁次	（1級）	兼：附属図書館司書		（→昭6司書官）
		㉜	栗田政吉	6級	（大14任用）		（→昭2継続→昭3履止）
		㉞	江川英文	7級	（大14任用）		昭2東大法助教授
		㉟	西崎正	7級	（大14任用）		昭2日本興業銀行
		㊱	岡松成太郎	7級	（大14任用）		昭3商工省
		㊲	矢部貞治	7級	大15東大法政卒	政治学	昭3東大法助教授
		㊳	岡義武	7級	大15東大法政卒	政治史	昭3東大法助教授
		㊴	伊沢孝平	7級	大15東大法法英卒	商法	（→昭2東北大法文助手）
		㊵	原田慶吉	7級	大15東大法法英卒	ローマ法	昭4東大法助教授

イ 大正初期

(ア) 経済科——「経済統計研究室」助手

【372】 大正期に入ると、経済科の「経済統計研究室」が1名分の助手枠を確保するようになる（別表Ⅶ-1）②榊田民蔵→③森戸辰男→⑤糸井靖之）。

経済統計研究室は、法科大学が明治33年4月に購入した「エンゲル係数」で著名な社会統計学者の旧蔵書（「エンゲル文庫」1万4000冊）が基点となって設置された施設で、明治44年3月制定の「統計経済研究室規則」において、「主任」2名と、「助手」<sup>(104)</sup>「事務員」<sup>(105)</sup>「給仕」各1名を置くことが認められた。

【373】 明治45年7月京都帝大法科大学政治学科卒業後、10月東京帝大の大学院に進学した榊田民蔵が、経済統計研究室の初代助手に採用されたのは、大正2年10月のことであったが、大内兵衛によれば、「榊田君はその時分、副手というか、助手というか、榊田君のことばでいえば、『人足』なんですけれども、つまり本の出し入れをする役で、ちっともレヤスタッフではなかった。本の出し入れして、『国家学会雑誌』の編集の手伝いをするぐらいだった<sup>(106)</sup>」。「国家学会雑誌」の編集は助手の学術的事務であるが、「本の出し入れ」は事務員の職務である。もっとも、そもそも榊田の東大大学院進学は「大学の先生となるためではなくて新聞記者となるためであった」<sup>(107)</sup>から、助手の就任もアルバイト程度感覚だったのだろう。

【374】 翌大正3年7月榊田は大学院退学と同時に助手も辞任してしまうが、後任の助手に採用されたのが、同月経済学科卒業の森戸辰男である（7月31日付）。

なお、同日には大学院特選給費学生の末弘巖太郎が「従来ノ例ニ依ラス教授トスルノ予定ナクシテト云フ条件下ニ」民法専攻の助教授として任用されているが、<sup>(108)</sup>2年後の森戸の助教授任用（大正5年9月1日付）も「教授ニ昇任スルノ予定ニア

---

(104) 『東京大学百年史（部局史1）』前掲Ⅵ注（6）901頁、河村俊太郎『東京帝国大学図書館——図書館システムと蔵書・部局・教員』（東京大学出版会、平成28年）126頁。

(105) このうち「助手」の職務は「学術的事務ヲ掌ラシム」るもの、「事務員」は「書籍ノ出納ソノ他ニ当ラシム（事務員ハ所謂ビブリオテカーノ専門図書掛タルコト）」、「給仕」は「器械的動作ニ与ラシム」るものである。『東京大学百年史（部局史1）』前掲Ⅵ注（6）138頁、917頁、河村俊太郎・前掲注（104）126頁。

(106) 「（名誉教授座談会）東京大学経済学部における研究・教育体制の発展」前掲注（5）629-630頁。

(107) 大内兵衛「榊田民蔵論——マルクス学の確立者」『榊田民蔵全集〔新版〕第1巻（唯物史観）』（社会主義協会出版局、昭和53年）551頁。

(108) 『東京大学百年史（部局史1）』前掲Ⅵ注（6）148頁。

ラスシテ」との条件が付されている。<sup>(109)</sup> どうか、この時代においては、後の時代に助手について行われる「昇任か転出か（up or out）」政策（【377】）が、助教授レベルで行われていたようである。<sup>(110)</sup>

【375】 だが、大正6年7月商業学科卒業後直ちに森戸の後任の助手に採用された糸井靖之になると状況は大きく変化している。経済科の分離・独立の動きが具体化し、教員確保が喫緊の課題となったのである。大正8年経済学部独立後の9月29日助教授に任用された糸井は、大正10年文部省在外研究員として留学の途につくが、結核のため大正13年12月13日ハイデルベルクの病院にて死去した。<sup>(111)</sup> 享年32歳。

#### （イ）法科——東季彦

【376】 榊田民蔵ら経済統計研究室の助手は、研究室図書の整理のほか、公法・政治・経済系の紀要である「国家学会雑誌」の編集に従事したが、民法法系の「法学協会雑誌」の編集事務は、市村富久の助手退任後は、法科の助教授と大学院生が担当していた（「国家学会雑誌」の公法・政治分野の事務も同様である）。大正6年当時大学院生であった東季彦（〔別表Ⅶ-1〕④）の助手任用は、「法学協会雑誌」の編集要員だったのだろう。だが、彼は同年陸軍経理学校教授の職を得て助手を離任する。

一方、同年末の和田藤太郎（〔別表Ⅶ-1〕⑥）の任用は、法科大学図書の司書業務も期待されてのものだろうが、彼も1年余で退職してしまい、法科は、鈴木繁次（〔別表Ⅶ-1〕⑬）【379】の助力を仰ぐことになる。

#### ウ 大正中期以降

【377】 岩田弘三は、「東京帝大法学部の助手実員は、大正9（1920）年以降には毎年10名前後と、それまでの毎年2名以下といった状態に比べて、飛躍的に増加する。この頃から、ほぼすべての助教授は、助手の中から補充されるようになってゆく。ただし、すべての助手が助教授に昇進したわけではない。つまり、3年間の任期制とともに、『昇任か転出か（up or out）』政策が採られるようになった」とする。<sup>(112)</sup>

だが、この記述には、いくつか疑義がある。

(109) 『東京大学百年史（部局史1）』前掲Ⅵ注（6）154頁。

(110) 京都帝大においても、伴房次郎が、助教授から留学後小樽高商教授に転出した例がある（明治45年7月12日付）。

(111) 米沢治文「糸井靖之について」統計学18号（昭和43年）104頁。

(112) 岩田弘三・前掲注（96）158頁。



第1に、助手の任用が増加するのは、〔別表Ⅶ-2〕から知られるように、大正9年より2年前の大正7年のことである。<sup>(113)</sup>

第2に、助手の任期については、岩田が画期とする大正9年に、2年に短縮されている。<sup>(114)</sup>

第3に、佐々木研一朗も指摘しているように、大正7年成立の原敬内閣が掲げた高等教育制度の拡充政策によって、大学教員の需要は著しく増加していた。そして、需要増加の原因は、ひとり東大内部の講座数の増加や経済学部の独立だけではなく、大正11年東北帝大・大正13年九州帝大の法文学部の新設、大正13年京城帝大・昭和3年台北帝大の創設の影響が大きく、そのため、この時期の東大法科の助手の中には、当初より他大学への就職を前提として任用された人員が多く存在する。「昇任か転出か（up or out）」政策が採られるようになったのは、この需要が一段落した後の時代のことである。

#### （ア） 勝本正晃・山本亀市

【378】 法科において、助手の制度が、助教授・教授職へのキャリアパスとして確立するのは、大正7年任用の勝本正晃（⑦）・山本亀市（⑧）以降である。

勝本は鳩山秀夫門下であるが、鳩山の後継者となれず東北帝大に《out》したのかどうかは分からない。牧野英一門下の山本は、大正8年10月18日付で退職して翌大正9年同志社大学教授に着任するが、大正10年4月9日に死去した。<sup>(116)</sup>

なお、大正8年12月18日の文学部大学院生・蓮沢（石川）浄淳（⑮）の任用は、山本離任後の助手枠を文学部に譲渡したものか。

#### （イ） 鈴木繁次

【379】 大正9年法学部助手となった鈴木繁次（⑬）は、明治41年文科大学助手任用と同時に附属図書館の司書兼任となり、翌明治42年以降は附属図書館司書専従

---

(113) なお、『東京大学百年史（部局史1）』前掲Ⅵ注（6）161頁には「〔大正7年6月〕29日憲法、民法、商法、刑法、フランス法の5講座、助教授4名、助手6名の増員を申立てることに決定」とある。

(114) 『東京大学百年史（部局史1）』前掲Ⅵ注（6）171頁「〔大正9年6月〕3日 助手及び副手の任期を2年と定める」。

(115) 佐々木研一朗・前掲注（98）286-287頁。

(116) 師の牧野が編んだ追悼の書が、山本亀市＝牧野英一『法律・裁判及実生活』（有斐閣、大正11年）である。

となっていた人物である。

その後は、昭和4年に法学部助手職を解かれて再び附属図書館司書専従となったが、昭和7年2月20日高等官である司書官に昇進後、昭和9年再び法学部助手を兼任し、「研究室事務主任」として多年の間「法学部研究室図書館のぬしであった」。昭和18年1月19日急性肺炎で逝去、享年70歳<sup>(117)</sup>。

このほか、大正14年任用の栗田政吉<sup>(34)</sup>も、おそらく事務助手であろう。

## （2）田中誠二

【380】『東京大学百年史（部局史1）』大正10年2月の項には、「助手1名、大学院特選給費生1名採用決定（3月31日付発令）」とある。「助手1名」とは我妻栄、「大学院特選給費〔学〕生1名」とは田中誠二であって、2人の人事は連動している。鳩山秀夫の渡欧（大正10年3月。【349】）以前の出来事であるから、鳩山の関与があったものと思われるが、我妻が鞍替えした助手のポストは、同じ鳩山門下の勝本正晃（同年留学により助手を離職<sup>(119)</sup>）の枠を承継したものか。他方、田中が選出された大学院特別給費学生の枠は、松波仁一郎の商法のものだったのだろうか。

【381】 もっとも、田中は、当初より商法専攻を望んでいたわけではない。鳩山の最初の助手である勝本正晃（我妻栄の2学年上）は、我妻のライバルだった可能性があるが、我妻の1学年下の田中もまた、鳩山門下の我妻のライバルであった。田中はいう<sup>(120)</sup>。

そのとき〔大学院進学時〕に土方寧という英法の先生から、英法専攻の話もありましたけれど、私は英法専門というふうにはなりたくないと思ってお断りしました。まあ、民法がいちばん望みだったかもしれませんが、民法は我妻栄君とか平野義太郎君という、なかなか力のある人が先輩または同期でやっておられるし、東北には中川善之助君がいるということで、どちらかという商法とか民法のほうに人が足りないから、そっちのほうをやったらという話があったのです。民法は、私は興味を少なくとも当時は持たなかったので、商法ならいろいろと興味のあることがあるの

(117) 訃報記事「鈴木繁次氏」図書館雑誌37巻2号（279号、昭和18年）98頁、『東京大学百年史（部局史1）』前掲Ⅵ注（6）243頁、河村俊太郎・前掲注（104）180-187頁。

(118) 『東京大学百年史（部局史1）』前掲Ⅵ注（6）173頁。

(119) 勝本の留学に関しては、中川善之助と同様「高等諸学校創設及拡張費支弁ニ関スル法律」に基づく「教官養成費」（【388】）によるものとも考えられ、そうであるとすれば、勝本の東北帝大就職は、この時点で決定していたことになる。

(120) 田中誠二・前掲注（90）53頁。

ではないかと思って、それで商法を希望したのです。

なお、田中は「鳩山門下の逸材」<sup>(121)</sup>と評されているが、その理由について、彼自身は次のように答えている。<sup>(122)</sup>

それは私が結婚のときの媒酌人を鳩山先生に頼んだということ、それから鳩山先生の民法の本の校正をはじめ、多少編集上の手助けをして、先生の家に入出入りしておたので、そういう関係があると思いますね。

実は鳩山先生も穂積先生も、ともに東京高師附属中学の出身なのです。私の中学の先輩なのです。そしてそのもっと先輩に、商法の大先生の松本烝治先生がいるわけです。そこでさっき聞かれた、私法をなぜやることになったかということについては、松本烝治先生と、鳩山、穂積という民法の先生、これは3人とも私法の一流の大家ですね、これらの先生が私の中学の先輩であって前から知っていたということもあったらと思うのです。

田中はまた「研究室時代には、鳩山秀夫先生のプライベート・アシスタントみたいなことをやっておりましたので、先生の『民法研究第1巻（総則）』その他の校正とか編集をやりました。それは鳩山先生の同書の序文に私の名前が書いてあって、法学士田中誠二君の世話になったということが書いてある。そういうことで非常に民法に親しむ機会があったし、好きだったですね、民法が」とも述べている<sup>(124)</sup>が、鳩山『民法研究第1巻（総則）』の刊行は、我妻が留学中の大正14年4月のことなので、後に改めて触れることにしよう（【421】）。

### （3）平野義太郎

【382】一方、『東京大学百年史（部局史1）』大正10年3月の項には、「平野義太郎等助手3名、副手1名採用（5月6日付発令）」とある。<sup>(125)</sup>

平野が共産党シンパ事件で起訴され大学を去る昭和5年以前の、我妻・平野・中川・田中の4人の業績を並列的に示すと後掲〔別表Ⅶ-2〕のようになるが、平野の早熟は、他の3人を圧している。

(121) 吉永栄助「法学博士田中誠二先生——その学問と人」一橋論叢47巻（昭和37年）2号109頁。

(122) 田中誠二・前掲注（90）40頁。

(123) 〔七戸注〕田中誠二・前掲注（90）98頁「鳩山秀夫博士が私の家内〔美保子〕の父親〔古西為之助〕と交際があり、玉突きが非常にうまかったらしくて、その関係で懇意だということで、鳩山先生から話してもらって、仲人も鳩山先生にしてもらったのです」。

(124) 田中誠二・前掲注（90）40頁。

(125) 『東京大学百年史（部局史1）』前掲Ⅵ注（6）173頁。助手3名のうち、残りの2人は木村

### ア 大正10年7～8月「双務契約に於ける危険負担の原則に就て」

【383】 大正10年3～6月に我妻が発表した「住宅難に対する独逸の立法」も、彼のデビュー論文（【345】）と同様、ドイツ法の翻訳紹介の域を出ないが、これに対して、同年7～8月発表の平野のデビュー論文「双務契約に於ける危険負担の原則に就て」の評価はきわめて高く、後の時代にあっても、たとえば利谷信義は、「彼はすでにこの論文において、従来の概念法学的方法に反対して、師末弘よりも早く社会学的法律学の方法論を見事に確立するとともに、それとの関係において法社会学の位置づけを行っている」と述べる。<sup>(126)</sup>

なお、多くの文献は、同論文が平野の卒業論文で、帝国学士院ローマ法奨学金受賞作としているが、東大法科には卒論の制度はないので、平野の論文は卒業論文ではない。また、平野は、子爵夫人末松生子羅馬法奨励奨学品（図書。【341】）の我妻の翌年（大正8年）の第2回授品者ではあるけれども、藤田平太郎男爵奨学費授費者ではない。<sup>(128)</sup>以下はまったくの想像になるが、この論文は、助手採用のために書かれたもので、その出来が秀逸だったことから、牧野英一が「法学志林」に掲載したものか。<sup>(129)</sup>

### イ 大正10年9～12月「エールリッヒの『権利能力の経済的基礎』」

【384】 上記デビュー論文の連載終了の翌々月（大正10年9月）より4回にわたって「法学志林」に連載された平野の標記第2論文も、牧野の関与によるものであろう。この論稿は、Eugen EHRlich, *Die Rechtsfähigkeit*, Das Recht: Sammlung von Abhandlungen für Juristen und Laien [hrsg. Franz KOBler], Bd. 1, Puttkammer & Mühlbrecht, 1909. の「梗概」を述べたものと平野はいうが、しかし、原著が「主として経済的基礎に立つて、その〔「権利能力」概念の〕進化の跡を眺めようとした」研究であることに着眼す

亀二（〔別表Ⅶ-2〕⑱）と服部実（⑳）で、大正10年助手在任者のうち、佐々弘雄（㉒）は大正9年7月副手から11月助手任用、山之内一郎（㉓）は大正10年5月副手、9月助手任用である。  
 (126) 利谷信義「戦前の『法社会学』」川島武宜（編）『法社会学講座2法社会学の現状』（岩波書店、昭和47年）213頁。

(127) 広田重道『稿本・平野義太郎評伝（上）』前掲Ⅵ注（55）28頁、守屋典郎『社会科学への思索』（青木書店、昭和50年）32頁、平野義太郎先生の社会科学50年を記念する会（編）『平野義太郎著作目録——人と学問の歩み』（東京大学社会科学研究所・渡辺洋三研究室、昭和52年）1頁、『平野義太郎——人と学問』（大月書店、昭和56年）「略年譜」311頁。

(128) 『日本学士院八十年史・資料編2』前掲注（2）467頁。『東京大学百年史（部局史1）』前掲Ⅵ注（6）169頁にも「〔大正8年〕9月11日 帝国学士院ローマ法学奨学品（書籍）受領者の候補として永井由松・堀五之介・船田享二・佐藤基・平野義太郎の5名を推薦することに決定」とある。

る平野は、書名を「権利能力の経済的基礎」と意識し、また、論文の章立ては原著に依拠するものの、細目は平野の創案にかかる。<sup>(130)</sup>

なお、「緒言」の末尾には、原著者が「昨秋法学協会雑誌に『活きた法律』を寄せられて、我が法学界に貢献せられたことは、附け加ふるまでもなからう」とあるが、これは、我妻のデビュー論文（【345】）と同一号に掲載された鳩山秀夫の翻訳付きのエールリッヒの寄稿論文を指している。<sup>(131)</sup>

ちなみに、鳩山の弟子を自認する田中誠二が翌大正11年6月に発表したデビュー論文も、「エーアリッヒの法律社会学の方法」であった。<sup>(132)</sup>

#### ウ 大正11年2～8月「我民法上の諸問題——ギールケを憶ひて」

【385】 上記エールリッヒに関する連載終了の翌々月（大正11年2月）より「法学志林」に連載された標記論文についても、やはり牧野が関係しているだろう。1921（大正10）年10月10日に死去したギールケについては、牧野も「法学志林」に追悼文を掲載しており、平野の連載は、その次号より開始されている。<sup>(133)</sup>

大正期において、硬直した概念法学を打破せんとする手法には、次のものがあった。一つは明治後期以来の自由法論の系譜で、我妻や平野の時代になると、①新カント派に依拠した法哲学的アプローチと、②社会学の手法を導入した法社会学アプローチが盛んになっていた。いま一つはドイツ民法典の制定過程における第1草案の修正に注目するもので、日独両民法典の制定から20年余の時代ゆえ、《Kleiner WINDSCHEID》と揶揄されたローマ法的な第1草案に対する、③ギールケのゲルマン法の視点からの批判と、④メンガーの無産階級の立場からの批判が、第1草案を参照して立法された日本民法典の修正的解釈に有用と考えられた。<sup>(134)</sup><sup>(135)</sup>

(129) 奨学費授費者は、大正8年は東大の永井由松・水野伊太郎・黒田鴻五の3人であり、大正9年は東大の船田享二・佐藤基と京大の栗生武夫の3人である。『日本学士院八十年史・資料編2』前掲注（2）460頁。

(130) 法学志林23巻（大正10年）9号41頁。

(131) Eugen EHRlich, *Gesetz und lebendes Recht*, 法学協会雑誌38巻12号（大正9年12月）巻末、鳩山秀夫（訳）「（論説）オイゲン・エールリッヒ『成文法と生きた法律』」43頁。なお、鳩山の翻訳については、末弘厳太郎が法律時報13巻（昭和16年）8号38頁に再録している。

(132) 法学協会雑誌40巻（大正11年）6号40頁、7号80頁。

(133) 牧野英一「ギールケ教授の永逝を聞いて——人の人たる所以としての結合の本質」法学志林24巻（大正11年）1号96頁……〔所収・改題〕「ギールケ教授の永逝を耳にして」『法律に於ける具体的妥当性』（有斐閣、大正14年）509頁。

(134) Otto von GIERKE, *Der Entwurf eines bürgerlichen Gesetzbuchs und das deutsche Recht*, 1889.

このうち、③ギールケと、平野の「我民法上の諸問題——ギールケを憶ひて」論文の関係について、利谷信義は、次のように述べている。「〔当時の日本法学界の〕法社会学研究の未発達から、〔平野が〕批判的考察の道具として代用したのは、ローマ法に対して『土俗的、集团的、具体的な生活自体から湧き出づる思想そのものの反逆』としてのゲルマニステンの思想、とくにギールケのドイツ民法第1草案への批判であった。平野がこの代用を可能とした理由は、日本民法がドイツ民法第1草案のつよい影響をうけていた点にある<sup>(136)</sup>」。

他方、④メンガーについていえば、①法思想の領域では、種々の社会主義思想の中でも、マルクス主義の唯物史観に依拠する立場が次第に有力化していくが、②法社会学との関係では、メンガー門下であるエールリッヒの「生ける法 (lebendes Recht)」の主張が、わが国における④慣習等の実態調査と⑥判例研究の興隆をもたらした。

平野は、②法社会学の分野に関しては、上記エールリッヒの著書の紹介（【384】）のほか、④実態調査については、すでに学部時代から積極的に行っており、他方、⑥判例研究については、論文デビュー（【383】）と同月の大正10年7月に末弘巖太郎が組織した「民法判例研究会」に参加する（【390】）。

そして、その後の平野の研究は、①法理学（法哲学・法思想）・②法社会学・③ゲルマン法に関する広汎な考察の末に、マルクス主義法学へと至るのである（【420】）。

## 【正誤】

- (1) 前稿（89巻2号）137頁（VI 【281】）に「伊集院斉（福田徳三）」とあるのは、「相良徳三」の誤り。
- (2) 本号【368】で述べたように、大学の学年暦は、移行期である大正10年は4月卒業・5月入学、大正11年以降は3月卒業・4月入学に改められた。それゆえ、福田赳夫の昭和4年卒業は、上杉慎吉の同年4月7日の死去前になるため、VI【329】の記述は正しくない。お詫びして訂正する。ただ、福田の時代にも卒業論文の制度はないので、彼が書いたという「わが国憲法に於ける三権分立を論ず」なる論文の執筆目的が分からない。平野義太郎のデビュー論文（【383】）の執筆目的と併せ、大方のご教示を賜りたい。

(135) Anton Menger, *Das bürgerliche Recht und die besitzlosen Volksklassen*, 1899-1890.

(136) 利谷信義・前掲注（126）214頁。

〔別表Ⅶ-2〕 我妻栄・平野義太郎・中川善之助・田中誠二の業績比較

	我妻栄	平野義太郎
大正9 (1920)	7.10 *法学部法律学科独逸法兼修卒業 7.19 *大学院特選給費学生	10.30 *高文試験合格
	12 「(雑録) 独逸民法ニ於ケル失踪宣告ニ関スル規定ノ改正ニ就テ」法協38巻12号	
大正10 (1921)	1 「故小林源蔵氏を悼む」米沢有為会雑誌306号	
	3-4 「判例に現れたる借家問題と借家法案(上)(中)(下)」中央法律新報1年4号、5号、6号	
	3-6 「(雑録) 住宅難に対する独逸の立法(1)~(3・完)」法協39巻3号、5号、6号	
	3 「(雑報) 法理研究会記事」法協39巻3号	
	3.31 *助手	
	4 「(雑報) 鳩山教授の渡欧」法協39巻4号	4.30 *法学部法律学科独逸法兼修卒業
	5 「(雑報) 法学協会定時総会記事」法協39巻5号	5.6 *助手
	6 「借家法の話」米沢有為会雑誌310号	
	8 「(雑報) 法理研究会記事」法協39巻8号	7-8 「双務契約に於ける危険負担の原則に就て(1)~(2・完)」志林23巻7号、8号……〔所収〕『民法に於けるローマ思想とゲルマン思想』(大13)
	9 「(判民) 時効——中断事由たる催告と差押」法協39巻9号	9-12 「エールリッヒの『権利能力の経済的基礎』(1)~(4・完)」志林23巻9号、10号、11号、12号
	10 「(判民) 時効——中断事由たる請求と相殺」法協39巻10号	9 「(雑報) 法理研究会記事」法協39巻9号
	10 「(判民) 供託——供託受領証書の交付と供託の効力」法協39巻10号	9 「(判民) 過失——踏切番人の注意義務：通行人に対する危険予防義務をも包含するか」法協39巻9号
	10 「(判民) 時効——債務の承認と時効利益の抛棄」法協39巻10号	9 「(判民) 不法行為——刑事訴訟法第13条1項の解釈：刑事訴訟法第13条と民法第709条との関係」法協39巻9号
	10 「(判民) 賃貸借——不法占有者に対する賃借人の権利：賃借権は物権か？」法協39巻10号	10 「社会法学と法律解釈(上)(下)」中央法律新報1年16号、17号
	10 「(判民) 売買——手附の性質」法協39巻10号	10 「(判民) 時効——公用物と取得時効との関係：公用廃止の要件」法協39巻10号
	10 「(判民) 抵当権——抵当権の抛棄と対抗要件」法協39巻10号	10 「(判民) 無尽——無尽業法の無尽の性質に反せざる契約」法協39巻10号
		10 「(判民) 親族会——裁判所が親族会員の増加を為し得ざる場合」法協39巻10号
		10 「(判民) 親族会——民法第952条の決議不能の意義」法協39巻10号
		10 「(判民) 受方代理——債権者の代理人に対して為したる債務承認の効果」法協39巻10号

	中川善之助	田中誠二
大正9 (1920)		<u>10.30 * 高文試験合格（首席）</u>
大正10 (1921)	<p><u>4.30 * 法学部法律学科独逸法兼修卒業</u></p> <p><u>5.1 * 大学院「高等教員養成費」給費学生</u></p> <p>8 「被廢除者の指定及び選定に就て」日本 法政新誌18卷8号</p> <p>10-大11.1 「利息制限法の社会的価値（1） ～（4・完）」中央法律新報1年17号、 18号、19号、2年1号</p> <p>10 「（判民）親族会——統行期日及場所の 選定：会員の変更と親族会の同一性」 法協39卷10号</p> <p>10 「（判民）相続——北海道未開地売払出 願者の地位は相続の目的となるか」法 協39卷10号</p> <p>10 「（判民）売買——瑕疵担保：隠れたる 瑕疵：売買の目的物の瑕疵と契約の一 部解除及一部損害賠償の許否：通次供 給契約の一部解除」法協39卷10号</p>	<p><u>3.31 * 大学院特選給費学生</u></p> <p><u>4.30 * 法学部法律学科独逸法兼修卒業</u></p>



	我妻栄	平野義太郎
大正10 (1921)	<p>11 「(判民) 弁済充当——弁済受領者が充当を為すべき時期」法協39巻11号</p> <p>11 「(判民) 胎児——家督相続の順位」法協39巻11号</p> <p>11 「(判民) 共有——共有物引渡請求の当事者」法協39巻11号</p> <p>11 「(判民) 引水地役権——地役権の共有：要役地の譲渡と地役権の移転」法協39巻11号</p> <p>11 「(判民) 鉱業権——斤先掘契約に依り採掘せる鉱物の所有権」法協39巻11号</p> <p>11 「(雑報) 法理研究会記事」法協39巻11号</p> <p>11.26 故金田一人著／我妻栄(編)『身も魂も』(我妻栄)</p> <p>12 「(判民) 契約解除——弁済の現実の提供：債務の履行不能」法協39巻12号</p> <p>12 「(判民) 特許名義移転登録——中間省略の登記及び登録の効力」法協39巻12号</p> <p>12 「(雑報) 法理研究会記事」法協39巻12号</p>	<p>11 「(判民) 実用新案——実用新案の登録を受けたる物品の類似せるや否やを定むる標準：実用新案法第22条3項の解釈：同条『業トシテ』の意義」法協39巻11号</p> <p>11 「(判民) 再売買予約——予約権利者の権利の性質及其消滅時効」法協39巻11号</p> <p>11 「(判民) 再売買——再売買予約の売買完結の意思表示と代金額確定との関係：売買成立当時代金確定の要否」法協39巻11号</p> <p>11 「(判民) 不法行為——執達吏が為したる第三者所有物に対する執行行為に関し如何なる場合に債権者は責任を負ふべきか」法協39巻11号</p> <p>11 「(判民) 債務不履行——双務契約と債務不履行との関係」法協39巻11号</p> <p>11 「(判民) 債務不履行——売主の債務不履行に因る損害賠償額の範囲：中間最高価格を請求し得ざる場合」法協39巻11号</p> <p>12 「(雑録) 労働協約に関する独逸の立法並に草案正文」法協39巻12号</p> <p>12 「(判民) 詐害行為——詐害行為なるや否やを定むる標準時期」法協39巻12号</p> <p>12 「(判民) 不法行為——仮処分執行者が故意又は過失ありと推定せらるる場合」法協39巻12号</p> <p>12 「(判民) 公訴に附帯せざる私訴の消滅時効——公訴の消滅時効の完成が私訴に及ぼす影響」法協39巻12号</p> <p>12 「(判民) 実用新案権者の権利不行使の契約の効果」法協39巻12号</p>
大正11 (1922)	<p>1 「(判民) (1) 戸主の同意——戸主権行使禁止の処分を受けたる戸主の婚姻に対する同意、(2) 廃除——戸主となりたる後の廃除判決の効力、(3) 親族会の決議に対する不服の訴——取消の申請と無効宣言の申請」法協40巻1号</p> <p>1 「(判民) (1) 買戻——要件たる代金及び契約費用の提供、(2) 供託——要件たる債権者の受領拒絶」法協40巻1号</p> <p>1 「(判民) (1) 弁済期限——条件なりや不確定期限なりや、(2) 約定利息——利息制限法改正前の契約に基づく超過利息の</p>	<p>1 「(資料) マックス・アドラー『階級とは何か』」社会学雑誌21号</p> <p>1 「(雑録) 労働協約に関する独逸の立法」法協40巻1号</p> <p>1 「(雑報) 法理研究会記事」法協40巻1号</p> <p>1 「(判民) 特許法——特許請求範囲項目中に記載あるも非要部とせらるゝ場合：要部が記載の全部に在るや否に付き争ある時其判定方」法協40巻1号</p> <p>1 「(判民) 親族会——相続人選定の為招集せられたる親族会の存続期間」法協40巻1号</p> <p>1 「(判民) 未成年者の後見人が親族会の同意</p>

	中川善之助	田中誠二
大正10 (1921)	<p>10 「(判民) 時効——約束手形より生ずる利得償還請求権の時効」法協39巻10号</p> <p>10 「(判民) 解除——仲裁契約は之を一方的に解除し得るか」法協39巻10号</p> <p>10 「(判民) 解除——定期行為の一部解除」法協39巻10号</p> <p>11 「永小作の一問題」日本法政新誌18巻11号</p> <p>11 「(判民) 所有権——経界訴訟」法協39巻11号</p> <p>11 「(判民) 登記——売買に因る土地所有権の移転が登記簿上誤謬ある場合の訂正方法」法協39巻11号</p> <p>11 「(判民) 取得時効——土地の賃借人が時効に依り永小作権を取得するに就ての要件」法協39巻11号</p> <p>11 「(判民) 所有権——経界訴訟に於ける経界判示の方法」法協39巻11号</p> <p>12 「(判民) 買戻——買戻契約と売買契約とは不可分なりや：買戻契約のみの合意解除」法協39巻11号</p> <p>12 「(判民) 所有権——水難救護法に依る保管物引渡請求の要件」法協39巻12号</p>	
大正11 (1922)	<p>1 「(判民) 後見——親権停止の仮処分と後見の開始」法協40巻1号</p> <p>1 「(判民) 賃貸借——目的物の売買と明渡請求権：例文証書の効力：賃貸借解除後の不法占有者の過失と損害賠償額」法協40巻1号</p> <p>1 「(判民) 消費貸借——利息制限法と貸付契約：貸付契約の不履行に因る損害の証明と損害賠償額の算定」法協40巻1号</p> <p>1 「(判民) 手形保証——約束手形の保証人と催告及び検索の抗弁：手形保証の独立性と補充性」法協40巻1号</p>	

	我妻栄	平野義太郎
大正11 (1922)	効力、(3) 保証——連帯保証人と分別の利益」法協40巻1号	を得ずして為したる訴訟行為の効果」法協40巻1号
1	「(判民) 解除——双務契約の催告に提供を要せざる場合：債務不履行に過失ありとの推定：解除による賠償義務の履行期」法協40巻1号	1 「(判民) 債務引受契約の効力及其当事者」法協40巻1号
2	「(判民) 約定利息——利息制限法改正前の契約に基く超過利息の効力」法協40巻2号	1 「(判民) 不法行為——(1) 民法715条1項に所謂事業の執行に付き意義、(2) 同条2項に所謂使用者に代りて事業を監督する者には法人の理事をも包含するか」法協40巻1号
2	「(判民) 附合——民法第242条の解釈」〔東季彦〕〔附記〕〔我妻栄〕法協40巻2号	28 「我民法上の諸問題——ギールケを憶ひて(1)～(7・完)」志林24巻2号、3号、4号、5号、6号、7号、8号……〔所取〕『民法に於けるローマ思想とゲルマン思想』(大13)
2	「(判民) 債務者の更替に依る更改——双務契約上の債務の更改と同時履行の抗弁」法協40巻2号	2 「(判民) 売渡担保の効力——売渡担保の物件を売却し其代金を領得するに付ての判定方」法協40巻2号
2	「(判民) 売買——抵当権の存する不動産の売主の担保責任」法協40巻2号	2 「(判民) 錯誤——実用新案権の取引に付き重大な過失ありや否やの判定方」法協40巻2号
2	「(判民) 手附——手附の性質を決定する基準」法協40巻2号	2 「(判民) 商売買に於ける買主の遅滞——(1) 競売の通知は競売の要件に非ず、(2) 代金譲受人は充当権を有す」法協40巻2号
2	「(判民) 解除——催告以前に遅滞あるを要するか：現実の提供の程度」法協40巻2号	2 「(判民) 売渡担保の性質——常に売買を包含す」法協40巻2号
2	「(判民) (1) 抵当権——其効力は設定後増築せる従物たる建物に及ぶや、(2) 従物——「茶の間」は従物か」法協40巻2号	2 「(判民) 特許権——特許権として保護を受けるに付ての要件：発明者は如何なる事項迄意識することを要するか」法協40巻2号
3.5	「損害賠償理論に於ける『具体的衡平主義』(1)～(3・完)」法学志林24巻3号、4号、5号	2 「(判民) 法人——主務官庁の免許は相互保険会社の成立要件なりや」法協40巻2号
3	「(判民) 共有——共有権の確認及び共有物引渡の当事者」法協40巻3号	2 「(判民) 無尽——無尽講世話人の権限」法協40巻2号
3	「(判民) 提供——債務の提供に付き債権者の行為を要する場合に於ける提供」法協40巻3号	2 「(判民) 過失——踏切番人の注意義務：支障ある場合は代人を立てるを要する」法協40巻2号
3	「(判民) 違約金——解除に依って違約金請求権は消滅するや」法協40巻3号	3 「(判民) 電話加入権二重売買——電話加入権取得の對抗要件」法協40巻3号
3	「(判民) 質貸借——家主修繕義務不履行の場合借家人は家賃支払を拒絶し得るか」法協40巻3号	3 「(判民) 電話加入権——(1) 加入権取得を以て第三者に対抗し得ざる場合、(2) 第三者が加入主義欠缺を主張し得ざる場合」法協40巻3号
		3 「(判民) 買戻——(1) 民法第584条の解釈、(2) 代金のみを提供して買戻を為し得る旨の特約の効力」法協40巻3号
		3 「(判民) 不法行為——業務上の過失：自動車運転手の業務上注意の程度」法協40巻3号

	中川善之助	田中誠二
大正11 (1922)	<p>2 「(判民) 所有権——経界訴訟の控訴と民事訴訟法425条」法協40巻2号</p> <p>2 「(判民) 売買——(1) 錯誤に依る売買を基礎とする経界確認訴訟の提起、(2) 山林売買に於ける目的物の範囲の表示と錯誤」法協40巻2号</p> <p>2 「(判民) 私生子——父の死亡後に於ける認知請求権」法協40巻2号</p> <p>2 「(判民) 賃貸借——使用人に依る不法占拠を理由とする妨害排除及損害賠償請求の相手方」法協40巻2号</p> <p>2 「(判民) 不当利得——不当利得に於ける因果関係の範囲」法協40巻2号</p> <p>3 「(判民) 仮登記——仮登記申請の要件：仮登記仮処分命令申請の要件としての登記原因の疏明」法協40巻3号</p> <p>3 「(判民) 著作権——著作権法改正前に於ける演奏歌唱の複製」法協40巻3号</p> <p>3 「(判民) 上空所有権——土地所有者の承諾せざる場合に於ける送電線の架設方法：電気事業法第10条に所謂『予メ地方長官ノ許可ヲ得』の意義」法協40巻3号</p> <p>3 「(判民) 親族会——親族会決議不服の理由」法協40巻3号</p>	

	我妻栄	平野義太郎
大正11 (1922)	3 我妻栄 = 平野義太郎「(雑報) 法理研究会記事」法協40卷3号	3 我妻栄 = 平野義太郎「(雑報) 法理研究会記事」法協40卷3号
	4 「(雑録) 独乙に於ける借家人保護に関する法律案」法協40卷4号	4 「(判民) 民事訴訟法第483条の解釈——同条『第三者ノ債権詐害』には家督相続権に伴ふ財産権詐害を含まぬか」法協40卷4号
	4 「(判民) (1) 虚偽表示——民法施行前の虚偽表示の効力、(2) 取得時効——所有の意思ありや否や、(3) 不当利得——債権侵害の目的を以て為したる仮装譲渡は不法原因に基く給付なりや」法協40卷4号	4 「(判民) 不法行為——執達吏が為したる第三者所有物に対する執行行為に関し如何なる場合に債権者は責任を負ふか」法協40卷4号
	4 「(雑報) 法理研究会記事」法協40卷4号	4 「(判民) 債務不履行——債務不履行に因る損害賠償額算定の範囲」法協40卷4号
	5 「(判民) 公の秩序善良の風俗に反する契約——芸妓稼業契約の効力」法協40卷5号	5 「(判民) 代表資格なき会社取締役の手形振出引受行為——手形文言の意義を変更又は補充したといふのではない場合」法協40卷5号
	5 「(雑報) 法学協会定期総会記事」法協40卷5号	
	5 「(雑報) 法理研究会記事」法協40卷5号	5 「(判民) 錯誤——無効主張者と立証責任」法協40卷5号
	6 「(雑録) 仮登記の効力について」法協40卷6号	6 「(雑報) 法理研究会記事」法協40卷6号
	6 「(判民) 提供——小切手は現実の提供となるか」法協40卷6号	6 「(判民) 手付——(1) 手付金内金なる語辞と其の解釈、(2) 手付金の授受と損害賠償契約との併存の許否」法協40卷6号
	6 「(判民) 同時履行——当事者が債務を履行せざる意思明確なる場合」法協40卷6号	6 「(判民) 利息債権——元本債権が転付命令を受けた場合に於て将来の利息債権も移転するか」法協40卷6号
	6 「(判民) 提供——言語上の提供に必要な弁済の準備」法協40卷6号	6 「(判民) 不法行為——(1) 刑事訴訟法第13条第1項に基く損害賠償請求の範囲に弁護士依頼料は包含せられるか、(2) 同条同項の損害賠償請求権の消滅時効の起算点」法協40卷6号
	6 「(判民) (1) 代理——110条の表見代理の成立要件、(2) 請負——下請負と代理」法協40卷6号	
	6 「(雑報) 法理研究会記事」法協40卷6号	
	6.29 (法理研究会例会報告) 穂積重遠 = 末弘 巖太郎 = 我妻栄 = 中川善之助 = 田中誠二 = 平野義太郎「判例に現れたる親族会」	6.29 (法理研究会例会報告) 穂積重遠 = 末弘 巖太郎 = 我妻栄 = 中川善之助 = 田中誠二 = 平野義太郎「判例に現れたる親族会」
	7 「(判民) 仮登記——持分取得の仮登記に基いて爾後為されたる単独所有権取得の本登記を改めしむる方法」法協40卷7号	7 「ゲルマン法に於ける団体及総有の觀念——主としてゾームの所説に付て」新報32卷7号
	7 「(判民) (1) 解除——提供なき為め解除の無効となる例、(2) 復代理——(イ) 代理人と復代理人は何時に本人を代理することを妨げず、(ロ) 訴訟代理人死亡の場合の復代理権消滅に関しては民訴第69条を準用す」法協40卷7号	7 「(判民) 法定地上権——建物所有権の移転が建物所有の為めの地上権に及ぼす効果」法協40卷7号
	7 「(雑報) 新設特別講義『裁判実例』記事」法協40卷7号	7 「(判民) (1) 登記の対抗力、(2) 第177条所謂正当利益者」法協40卷7号
		7 「(判民) 不法行為——自動車運転手の業務上過失：道路狹隘の場合に於ける注意義務の程度」法協40卷7号

	中川善之助	田中誠二
大正11 (1922)	<p>4 「現実の利息法」中央法律新報2年7号</p> <p>4 「(判民)代理——消費貸借に於ける物の授受の代理：双方代理の効力」法協40巻4号</p> <p>5-6 「(論説)相続缺格とその宥恕(1)～(2・完)」法協40巻5号、6号</p> <p>5 「(判民)単純承認——後見人の不作為に依り未成年相続人が累犯承認の効果を帰せしめられた場合と親族会の取消権」法協40巻5号</p> <p>5 「(判民)水利権——余水使用権の成立：井路開鑿者の用水権の範囲：行政官庁の引水路開鑿許可と引水権の成否」法協40巻5号</p> <p>5 「(判民)時効——代理占有と取得時効の進行及中断」法協40巻5号</p> <p>6 「(判民)賃貸借——悪意の土地買得者に対する賃借権の効力」法協40巻6号</p> <p>6 「(判民)親族会——会員選定に対する抗告理由」法協40巻6号</p> <p>6 「(判民)親族会——民法983条に違背せる親族会決議」法協40巻6号</p> <p>6.21 『相続法(第1分冊)』(有斐閣)</p> <p>6.29 (法理研究会例会報告)穂積重遠=末弘巖太郎=我妻栄=中川善之助=田中誠二=平野義太郎「判例に現れたる親族会」</p> <p>7 「(雑報)法理研究会記事」法協40巻7号</p>	<p>5 「(判民)(1)公序良俗——商法所定以外の帳簿閲覧契約の適法性、(2)会社代表——会社の権利能力の範囲及び代表の要件」法協40巻5号</p> <p>6-7 「(論説)エアリッヒの法律社会学の方法(1)～(2・完)」法協40巻6号、7号</p> <p>6 「(判民)組合代理——組合代理人が民法670条671条に違反したる行為の効力」法協40巻6号</p> <p>6 「(判民)(1)担保責任——561条の解釈、(2)履行遅滞——履行遅滞と過失」法協40巻6号</p> <p>6 「(判民)監査役——監査役の株主総会召集権限」法協40巻6号</p> <p>6.29 (法理研究会例会報告)穂積重遠=末弘巖太郎=我妻栄=中川善之助=田中誠二=平野義太郎「判例に現れたる親族会」</p> <p>7 「(判民)海損——海上衝突に関する過失判定法則」法協40巻7号</p>

	我妻栄	平野義太郎
大正11 (1922)	<p><b>7.26 *助教授</b></p> <p>8 「民法施行前の親族会」法協40巻8号</p> <p>9 「(判民) 売買——瑕疵担保と錯誤の規定との関係」法協40巻9号</p> <p>11 「(判民) 借地法——施行前に借地期間の消滅したる場合にも第10条の買取請求権ありや」法協40巻11号</p> <p>12 「(判民) 債務引受——債務引受の保証人に及ぼす影響」法協40巻12号</p> <p>12 我妻栄 = 中川善之助 「(雑報) 裁判実例記事」法協40巻12号</p> <p>12 「(雑報) 法理研究会記事」法協40巻12号</p>	<p>8 「親族会決議の効力」法協40巻8号</p> <p>8 「親族会に関する統計」法協40巻8号</p> <p>8 「(雑報) 法理研究会記事」法協40巻8号</p> <p>9 「(判民) 抵当権——鉱業権を抵当権の目的としたる場合に債権一部譲渡が抵当権に及ぶ影響」法協40巻9号</p> <p>9 「(判民) 特許権——(1) 特許明細書の解釈、(2) 2個の発明が同一になりや否やを区別すべき場合」法協40巻9号</p> <p>10 「労働法の統一と其意義」中央法律新報2年19号</p> <p>10-大12.3 「株式会社の起源及沿革と株式会社法の発達(1)～(5・完)」新報32巻10号、11号、12号、33巻2号、3号</p> <p>10 「(判民) 無尽——無尽議会の議員が落札に因り無尽金を引取る債権と民法第676条との関係」法協40巻10号</p> <p>11-大12.2 「(論説) 労働契約概論(1)～(4・完)」法協40巻11号、12号、41巻1号、2号</p> <p>11 「(雑報) 裁判実例記事」法協40巻11号</p> <p>11 「(雑報) 法理研究会記事」法協40巻11号</p> <p>11 「(判民) 不法行為——(1) 不法に仮差押をなした者の損害責任、(2) 民事者訴法第750条第4項との関係」法協40巻11号</p> <p>12 「(判民) 私訴時効の起算点——刑事訴訟法第9条第2項の解釈」法協40巻12号</p>
大正12 (1923)	<p>1-3 「(論説) ダンツの裁判官の解釈的作用(1)～(3・未完)」法協41巻1号、2号、3号</p>	<p>1-4 「継続的債権契約の特質と賃貸借及び雇傭(1)～(4・完)」志林25巻1号、2号、3号、4号……〔所収〕『民法に於けるローマ思想とゲルマン思想』(大13)</p>

	中川善之助	田中誠二
大正11 (1922)	<p>8-9 「土地所有権の範囲に関する一考察（1）～（2・完）」日本法政新誌19巻8号、9号</p> <p>8 田中誠二＝穂積重遠＝中川善之助「親族会の決議方法——表決権喪失・決議不能・通知義務」法協40巻8号</p> <p>8 「親族会と後見人との関係」法協40巻8号</p> <p>8 「(判民) 売買——（1）電話売買と例文約款、（2）売買残金に利息を附する契約と利息制限法」法協40巻8号</p> <p>9 「(判民) 準禁治産者——（1）準禁治産宣告を知らざるの過失、（2）時効の援用と占有者の無過失立証責任」法協40巻9号</p> <p>9 「(判民) 時効——時効の援用と占有者の無過失立証責任」法協40巻9号</p> <p>9 「(判民) 不法行為——（1）動物占有者の注意義務、（2）動物の加へたる損害の範囲」法協40巻9号</p> <p><b>9.27 *東北帝国大学助教授</b></p>	<p>8 末弘厳太郎＝田中誠二＝穂積重遠「親族会の構成——親族会の団体性・親族会員の専任・増員」法協40巻8号</p> <p>8 田中誠二＝穂積重遠＝中川善之助「親族会の決議方法——表決権喪失・決議不能・通知義務」法協40巻8号</p> <p>9 「(判民)（1）売渡担保——流抵当的売渡担保契約の適法性、（2）代物弁済——代物弁済の予約と利息制限法の適用」法協40巻9号</p> <p>9 「(判民) 漁業権——漁業権存続期間更新の性質」法協40巻9号</p>
	<p>11 「(判民) 相続——保険金受取人の権利は当然相続の目的となるか」法協40巻11号</p> <p>11 「(判民) 親族会員の資格——著しき不行跡ある者を選定したる決定に対する抗告：民法908条8号は確定判決ありしことを要せず」法協40巻11号</p> <p>11.30 『相続法（第2分冊）』（有斐閣）</p>	<p>11 「(判民) 保険——（1）被保険者の既往症に関する虚偽の陳述と詐欺行為との区別、（2）詐欺行為に関する立証責任、（3）保険医の診断上の過失が保険業者に及ぼす影響」法協40巻11号</p>
	<p>12 「(判民) 刑法上の占有——横領罪構成の要件たる占有」法協40巻12号</p> <p>12 我妻栄＝中川善之助「(雑報) 裁判実例記事」法協40巻12号</p>	<p>12-大121 「(論説) カルテル法律論——殊に高価維持に関する同業組合の行動との関係（1）～（2・完）」法協40巻12号、41巻1号</p> <p>12-大122 「社会改造思想史に於ける法律及法学の地位（1）～（3・完）」国家学会雑誌36巻12号、37巻1号、2号</p> <p>12 「(判民) 売買——第三者の所有物を目的とする売主一方の予約」法協40巻12号</p>
大正12 (1923)	<p>1 「(判民) 賃貸借——借賃は金銭に限らず：小作米の性質」法協41巻1号</p> <p>1 「(判民) 手形保証——約束手形の保証人と催告及び検索の抗弁：手形保証の独立性と</p>	<p>1 「(判民) 会社——定時総会に於ける書類の承認と不正行為との関係」法協41巻1号</p>



	我妻栄	平野義太郎
大正12 (1923)		1 「(判民) 親族会——親族会決議に対する不服の訴に付ての期間の起算点」法協41巻1号
		1 「(判民) 錯誤——詐欺に因る不動産売買契約の要素の錯誤」法協41巻1号
2 「(判民) 中間省略の登記——中間者を当事者とせざる中間省略登記の契約の効力」法協41巻2号		2 「株式会社の起源及沿革と株式会社法の発達」新報33巻2・3号
2 「(判民) 更改——約束手形の振出が履行に代へて為されたるものなることの立証責任」法協41巻2号		2 「(雑報) 法理研究会記事」法協41巻2号
3 「(判民) 時効——中断事由としての請求及び承認並に時効の利益の抛棄」法協41巻3号		3 「(判民) 戸籍法違反——出生届出期間の計算法」法協41巻3号
3 「(雑報) 法理研究会記事」法協41巻3号		3 「(判民) 不法行為——業務上の過失：自動車運転手の業務上注意の程度(民録輯巻頁)」法協41巻3号
		3 「(判民) 売買——用地売買契約後に『耕地整理に基く換地処分』により反別減少し因て売主の他の地所増加したとき買主は減少反別に相当する金額の返還を請求することが出来るか」法協41巻3号
		3 「(紹介及批評) 河田嗣郎著『農業労働と小作制』」国家学会雑誌37巻3号
4 「(判民) 競売法による登記——競売裁判所は消滅したる永小作権の登記を囑託し得るか」法協41巻4号		4 「(判民) 電話加入権の売渡担保——信託者受託者及び第三者との関係」法協41巻4号
4 「(判民) 提供——準禁治産者に対する弁済の提供方法」法協41巻4号		4 「(判民) 債務不履行——債務不履行に因る損害賠償額算定の範囲」法協41巻4号
4 「(判民) 地代——競売によって生じたる地上権の地代決定の標準」法協41巻4号		4 「(判民) 手形——手形上の管轄の合意」法協41巻4号
4.25 (法理研究会例会報告)「民法第90条の判例的研究」法協41巻6号		
4 「(雑報) 法理研究会記事」法協41巻4号		
5 「(雑録) 判例より見たる『公の秩序善良の風俗』」法協41巻5号		5 「(判民) 雇傭——契約終了と其の後の義務：終了後事務引継前に於ける横領」法協41巻5号
5 「(判民) 共有——共有者の一人の持分を他の全共有者が買ひ受けたる場合の登記請求の訴は必要的共同訴訟なりや」法協41巻5号		5 「(判民) 破産宣告——支払を停止した商人死亡後非商人なる其の承継人に対して破産宣告が出来るか」法協41巻5号
5 「(判民) 公序良俗——転籍に同意すべきことと金円の贈与を対価関係としたる契約の効力」法協41巻5号		5 「(判民) 損害賠償——損害賠償額の予定と損害の有無」法協41巻5号
<b>6.1 *アメリカに向けて留学に出発</b>		6 「(紹介及批評) C. Borunhak, Grundriss des deutschen Landwirtschaftsrechts」国家学会雑誌37巻6号
6 「(判民) 解除——催告の期間が相当ならざる場合」法協41巻6号		6 「(雑録) 独逸労働協約法の改正」法協41巻6号
6 「(判民) 賃貸借——賃借人は賃借権に基いて新所有者に対し留置権を主張し得るか」法協41巻6号		6 「(雑報) 法理研究会記事」法協41巻6号
6 「(雑報) 法学協会定期総会記事」法協41巻6号		6 「(判民) 寄託——寄託物返還請求権の時効消滅と物上請求権との関係」法協41巻6号

	中川善之助	田中誠二
大正12 (1923)	補充性」法協41卷1号	
		2 「(判民) 商売買——商人間の売買の目的物に関する瑕疵の通知」法協41卷2号
		3 「(紹介及批評) 岡村司著『民法と社会主義』」国家学会雑誌37卷3号
	4 「(判民) 代理——消費貸借に於ける物の授受の代理：双方代理の効力」法協41卷4号	4 「(判民) 売買——買戻契約の同一性を失はざる程度に於ける約旨の変更」法協41卷4号
	4 「(判民) 遺言——遺言の証人と公正証書の立会人」法協41卷4号	4 「(判民) 会社——創立総会に於ける株式減少に依る減資の決議と株引受人の払込金返還請求権」法協41卷4号
	4 「(判民) 隠居相続——隠居者の財産留保契約」法協41卷4号	4 「(判民) 商標権——登記商標が旧商標第2条第1項第4号に該当するや否やを決する時期」法協41卷4号
	5 「破産法と相続」日本法政新誌20卷5号	5 「(雑報) 法理研究会記事」法協41卷5号
	5 「(判民) 不法行為——第三者の債権侵害とその賠償請求権の行使」法協41卷5号	5 「(判民) 漁業権——(1) 漁業権存続期間更新の性質、(2) 漁業権発生の時期」法協41卷5号
	5 「(判民) 境界——境界確定判決に於ける境界の判示方法」法協41卷5号	5 「(判民) 会社代表——会社の権利能力の範囲並に立証責任」法協41卷5号
	5.20 『相続法(第3分冊)』(有斐閣)	
		6 「(紹介及批評) J. W. Hedemann, Grundzüge des Wirtschaftsrechts」国家学会雑誌37卷6号
		6 「(判民) 会社法違反——(1) 商法261条1項2号の株式の不正取得、(2) 商法261条1項1号の罪と刑法157条の罪との関係」法協41卷6号
		6 「(判民) 遺留分——負担附贈と遺留分減殺請求権」法協41卷6号

	我妻栄	平野義太郎
大正12 (1923)	<p>7 「(判民) 競売——実体上存在せざる抵当権に基く競売の効力」法協41巻7号</p> <p>7 「(判民) 電報送金——第三者の為にする契約を含むか」法協41巻7号</p> <p>8 「(判民) 供託——債権者が予め受領を拒みたる場合の供託要件」法協41巻8号</p> <p>8 「(判民) 提供——買戻の要件たる提供の弛度」法協41巻8号</p> <p>9 「(判民) 解除——債務不履行の意思明確なる場合には催告を要せざるか」法協41巻9号</p> <p>10 「(判民) (1) 鉱業法——鉱業権移転に関する請求権の仮登記の効力、(2) 履行不能——不能と認むべき程度」法協41巻10号</p> <p>12 「米国より——私信の一節(シカゴにて)」帝国大学新聞60号</p>	<p><b>6.25 *助教授</b></p> <p>7 「(判民) 自動車運転手の業務上過失：道路狹隘の場合に於ける注意義務の程度」法協41巻7号</p> <p>7 「(判民) 商標——(1) 国旗軍旗と登録商標の目的、(2) 旗色を限定しない登録商標の効力、(3) 商標の類似と旗色を限定しない登録商標との関係」法協41巻7号</p> <p>8 「(判民) 商標——商標の類似たるや否やを判断する標準：構図的意匠も判断の標準となり得るか」法協41巻8号</p> <p>8 「(判民) 親族会——民法第982条の強行性：同条及び第983条の規定に違背する親族会決議の効力」法協41巻8号</p> <p>9 「(判民) 時効——町村の債務に関する時効」法協41巻9号</p> <p>9 「(判民) 特許権——模造パナマ帽子製造に於ける材料の線条が数条であると一条であると」法協41巻9号</p> <p>10 「(判民) 商標——図形商標、文字商標、称呼商標の関係」法協41巻10号</p> <p>11 「法律の社会心理学的考察と活きた法律の論理性」志林25巻11号</p> <p>12 「(民法判例研究) 一 母が為した私生児出生の届出と認知の効力」志林25巻12号</p> <p>12 「帝都復興と労働者——住宅政策樹立の急務」帝国大学新聞60号</p>
大正13 (1924)		<p>1 「(紹介及批評) 関一著『住宅問題と都市計画』」国家学会雑誌38巻1号</p> <p>1 「(雑録) 労働者住宅法に就いて」法協42巻1号</p> <p>1 「(判民) 競落許可決定確定前の債権の弁済と競落許可決定の効力との関係」法協42巻1号</p> <p>1 「(判民) 民法第715条に所謂『事業ノ執行ニ付加ヘタル損害』の意義」法協42巻1号</p> <p>1 「(時論観) 法源としての法律意識」新報34巻1号</p> <p>2 「(判民) 民法施行法と遺産相続——民法施行前他家に在った家族と民法施行後の遺産相続」法協42巻2号</p> <p>2 「(民事判例研究・一) 民法第545条第3項による損害賠償請求権の性質、解除と損害賠償の範囲及び債務不履行に因る損害賠償額算定の範囲」志林26巻2号</p> <p>3 「(判民) 不当利得——利得者に於て更に他</p>

	中川善之助	田中誠二
大正12 (1923)	<p>8.16 <b>*ドイツに向けて留学に出発</b></p> <p>11.15 『相続法（合本再版）』（有斐閣）</p>	<p>6 「(判民) 生命保険——被保険者の告知すべき重要事実」法協41巻6号</p> <p>7 「(判民) 海上衝突——公有非商船と私有商船との衝突の場合に於ける時効」法協41巻7号</p> <p>8 「(雑報) 法理研究会記事」法協41巻8号</p> <p>8 「(判民) 会社——資本減少及び其の方法に関する決議と株主平等の原則」法協41巻8号</p> <p>8 「(判民) 増資——増資の要件たる旧株全額払込の意味」法協41巻8号</p> <p>9-11 「(雑録) カントロヴィツの法律社会学(1)～(2・完)」法協41巻9号、10号</p> <p>10-11 「エム・エー・マイヤーの新法律哲学(上)(下)」国家学会雑誌37巻10号、11号</p>
大正13 (1924)		<p>1 「(判民) 仮処分及び親権親族会——仮処分命令の効力の存続と民法900条1号の適用」法協42巻1号</p> <p>1 「(判民) 請負——1000円以上の随意契約の締結」法協42巻1号</p> <p>2 「(紹介及批評) H. Kantrowicz, Der Aufbau der Soziologie in „Erinnerungsgabe für Max Weber“ Bd I, 1923」国家学会雑誌38巻2号</p> <p>2 「(判民) 海運——船舶破損の為めの休航に因る損害賠償の標準」法協42巻2号</p> <p><b>2 *東京帝国大学大学院修了</b></p>

	我妻栄	平野義太郎
大正13 (1924)		<p>に不当利得に因る償還請求権があるときは現存利益を失ったものとはいふを得ない」法協42巻3号</p> <p>3 「(民事判例研究・二) 民法第388条による法定地上権は抵当権設定後に土地と建物とが所有者を異にするに至りたる場合にも設定せられ得るか」志林26巻3号</p> <p>3 「(時論観) 民法第388条に依る法定地上権は抵当権設定後に土地と建物とが所有者を異にするに至りたる場合に於ても設定せられ得るか」新報34巻3号</p> <p>3 「労働組合法の制定並に治安警察法第17条廃止の必要」帝国大学新聞69号</p> <p>4 「労働組合法の制定と治安警察法第17条との関係——両者は果して両立し得べきか大審院の判例と其の存廢」志林26巻4号</p> <p>4 「(判民) 不法行為——鉄道機関手の注意義務の程度」法協42巻4号</p> <p>4 「(判民) 特許——特許拒絶再審査の査定に関する抗告審判の審決に対し、大審院に出訴するときは特許局長官を相手とするものなるべきか」法協42巻4号</p> <p>5-6 「(論説) 同盟罷業の合法性と其の私法的効果(上)(下)」法協42巻5号、6号……〔所収〕「法律に於ける階級闘争」(大14)</p> <p>5 「ローマの精神とローマ法」思想6巻31号</p> <p>5 「(判民) 要償の訴——(1) 私訴の消滅時効期間、(2) 要償の訴と同一事由に基づく私訴とは排斥しない」法協42巻5号</p> <p>6 「(紹介及批評) 桑田芳蔵博士『ヴントの民族心理学』」国家学会雑誌38巻6号</p> <p>6 「(判民) 使用権と妨害排除——寺院境内地に於ける使用権と妨害排除」法協42巻6号</p> <p>6 「美と法——芸術発表の自由について」帝国大学新聞79号</p> <p>7 「(雑報) 法理研究会記事」法協42巻7号</p> <p>7 「(判民) 親族会——(1) 決議無効確認の訴の提起者、(2) 相続による其の地位の承継」法協42巻7号</p> <p>7 「(判民) 公募寄附金——(1) 公募寄附金の性質：寄附金所有権の帰属者、(2) 寄附金と横領罪の成立」法協42巻7号</p> <p>7 「(民事判例研究・三) 立木法の適用なき立木の性質——土地の構成部分か独立の不動産か」志林26巻7号</p> <p>7.25 「民法に於けるローマ思想とゲルマン思想」(有斐閣)</p> <p>8 「(雑報) 法理研究会記事」法協42巻8号</p>

	中川善之助	田中誠二
大正13 (1924)		<p data-bbox="600 534 885 558"><u>4 * 日本大学講師（～大正14年）</u></p> <p data-bbox="600 560 976 606">4 「(判民) 不法行為——手形偽造者に対する損害賠償の標準」法協42巻4号</p> <p data-bbox="600 759 976 831">5 「(判民) 不動産登記——（1）調査事項、（2）印影不同に拘はらず登記した場合に於ける登記抹消方法」法協42巻5号</p> <p data-bbox="600 933 976 979">6 「紹介及批評）H. Goldschmidt, Reichs-wirtschaftsrecht.1923」国家学会雑誌38巻6号</p> <p data-bbox="600 1082 976 1128">7 「(判民) 親族会——持廻り決議の効力」法協42巻7号</p> <p data-bbox="600 1385 976 1409">8 「(判民) 担保責任——民法第568条2項の</p>

	我妻栄	平野義太郎
大正13 (1924)		<p>8 「(判民) 実用新案——権利消滅後に於ける権利範囲の確認」法協42巻8号</p> <p>8 「(判民) 損害賠償——民法第715条にはゆる『被用者』の意義・強制執行の実施に立会ふことを複委任せられた者も亦含むか」法協42巻8号</p> <p>8 「(判民) 競落許可決定の効力——決定確定前に弁済の為め抵当権の目的たる不動産を譲渡した場合に於ける許可決定の効力」法協42巻8号</p> <p>8 「(民事判例研究・四) 官吏(三等郵便局長)の不法行為と其の賠償責任」志林26巻8号</p> <p>9-10 「個人と共同態との総合的倫理に於ける法と道徳(1)～(2・完)」志林26巻9号、10号</p> <p>9 「農民の論理」帝国大学新聞87号</p> <p>10 「ベトナムに於ける個人主義功利主義の法律原理」経済研究1巻1号……〔所収〕『ベトナム・最大多数の最大幸福——個人主義功利主義の倫理と法理』(生活社、昭23)</p> <p>10 「(判民) 登記の対抗力——登記官吏の過誤に因って抹消せられた抵当権登記の回復請求」法協42巻10号</p> <p>10 「(判民) 不法行為——『業務上』の過失」法協42巻10号</p> <p>10 「(判民) 不法行為——逋信局書記の注意義務」法協42巻10号</p> <p>11 「法律的認識の本質——牧野博士新著『民法の基本問題』に就て」国家学会雑誌38巻11号</p> <p>11 「小作争議の為めの団体運動」改造6巻11号</p> <p>11 「(判民) 分家——(1) 未成年者も届出の当事者たり得るか、(2) 戸籍法第49条の立法趣旨、(3) 親権者の同意書面添付なく戸籍吏これが受理をしたときの分家届出の効力」法協42巻11号</p> <p>11 「サタンとその子」帝国大学新聞97号</p> <p>11 「(判民) 立木——(1) 其の伐採権の性質と訴の裁判管轄籍、(2) 立本法の適用なき立木の性質：土地の構成部分なりや独立不動産なりや」法協42巻11号</p> <p>11 「(民事判例研究・五) 犯罪により取得せられた物に対する加工と其の所有権の帰属」志林26巻11号</p> <p>11 「(時論観) 犯罪により取得せられた物に対する加工と其の所有権の帰属」新報34巻11号</p>

	中川善之助	田中誠二
大正13 (1924)		<p>債権に対する利息の期限」法協42巻8号</p> <p>9 「(雑録) 株式会社に於ける多数決原則の濫用」法協42巻9号</p> <p>10 「株式会社法と比例代表制度」国家学会雑誌38巻10号</p> <p>10 「(論説) 双方過失ニ基ク船舶衝突ヲ論ズ——特ニ民法過失相殺トノ関係ニ就テ」法協42巻10号</p> <p>10 「(判民) 株式会社——会社設立無効確認の訴」法協42巻10号</p>



	我妻栄	平野義太郎
大正13 (1924)	12 「伯林にて」 帝国大学新聞98号	12 「(論説) ベンタムの個人主義的私法原理」法協42巻12号……〔所収〕『ベンタム・最大多数の最大幸福——個人主義功利主義の倫理と法理』(生活社、昭23) 12 「労働運動と騒擾罪——最近の大審院の判例に就て」志林26巻12号……〔所収〕『法律に於ける階級闘争』(大14) 12 「民法の基本問題としての契約の解釈——牧野博士の近業『民法の基本問題』に就いて」志林26巻12号……〔初出〕東京日日新聞大正13.11.10 12 「(判民) 親族会——(1) 予め裁判所の許可を受けないで為され決議後其の許可を受けた家督相続人不選定の決議の効力、(2) 効力発生時期」法協42巻12号 12 「(判民) 親族会——『指定家督相続人』があるのに、別になされた家督相続人『選定』を目的とする決議の効力」法協42巻12号 12 「(判民) 堂宇——(1) 社寺堂宇の敷地と登録税、(2) 堂宇の人格」法協42巻12号
大正14 (1925)		1.4 「只ひとつ残された農民の活きる道」神戸新聞 1.18 「暗黒な農村生活」東京朝日新聞 1 「法律に於ける階級闘争」我等7巻1号……〔所収〕『法律に於ける階級闘争』(大14) 1 「(雑報) 穂積陳重博士著『法律進化論』出版報告祝賀会」法協43巻1号 1 「労働争議と争議調停法」志林27巻1号……〔所収〕『法律に於ける階級闘争』(大14) 1 「(翻訳) ヴント『所有権秩序の発生』」法政大学論集1巻1号 1 「認知前に母の支出した扶養費は母が父に対し償還請求できるか」法学論叢1巻1号 1 「(判民) 商標——旧商標法第2条第5号の『他人の標章』の意義:(1) 『他人』とは外国人をも含むか、(2) 『標章』とは無登録商標でも妨げないか」法協43巻1号 1 「(判民) 扶養義務——(1) 私生子と父母の扶養義務、(2) 認知前に母の支出した扶養費は、母が父に対し償還請求できるか、(3) 扶養料請求権の附遅滞」法協43巻1号 2 「(雑報) 法理研究会記事」法協43巻2号 2 「(判民) 証人義務と不当利得——不法原因給付・証人が訴訟当事者と示談し金円を交附して証人出頭義務を免れたとき該金は取戻すことを得ないか」法協43巻2号

	中川善之助	田中誠二
<p>大正13 (1924)</p>		<p>12 「船員の不法行為に対する船主の責任を論ず」海法会誌9号                      12 「(雑報) 法理研究会記事」法協42巻12号                      12 「(判民) 会社——自己株式買入の効力」法協42巻12号                      12 「(判民) 株式会社——取締役の債務懈怠と損害賠償の責任」法協42巻12号                      12 「(判民) 抵当権——民法第388条の適用」法協42巻12号</p>
<p>大正14 (1925)</p>		<p>1 「(判民) 海上保険——保険期間中に保険事故が生じ期間後に損害か生じた場合の保険者の責任」法協43巻1号</p> <p>2 *東京商科大学附属商学専門部教授</p>

	我妻榮	平野義太郎
大正14 (1925)		<p>2 「(民事判例研究・一) 生命侵害による葬式費用の賠償請求」志林27巻2号</p> <p>2 「(判民) 証人義務と不当利得——不法原因給付：証人が訴訟当事者と示談し金円を交付して証人出頭義務を免れたとき該金は取戻すことを得ないか」法協43巻2号</p> <p>3.3 「法律に於ける階級闘争——同盟罷業権に関する若干の基礎的考察」(改造社)</p> <p>3 「冤罪者賠償法案」帝国大学新聞111号</p> <p>3 「(判民) 業務上の過失傷害——(1) 自動車運転手の注意義務、(2) 謂ゆる『業務』中には不正の業務をも包含するや」法協43巻3号</p> <p>3 「(民事判例研究・二) 占有侵奪による損害賠償請求権の性質並に賠償額算定の範囲」志林27巻3号</p> <p>4 「緊急避難について」志林27巻4号</p> <p>4 「(雑報) 法理研究会記事」法協43巻4号</p> <p>4 「(判民) 私訴——私訴の上告期間」法協43巻4号</p> <p>4 「(判民) 地役権——登記なくも、時効による地役権取得を以て対抗し得る場合」法協43巻4号</p> <p>4 「(判民) 私訴——刑事訴訟の施行前、控訴の被告人に非る者に対し提起した私訴と其施行後の処置」法協43巻4号</p> <p>5 「占有における自力救済」志林27巻5号</p> <p>5 「(判民) 占有——(1) 占有侵奪者に対し、其侵害により生じた損害の賠償を請求する場合に占有は善意悪意を問はないか、(2) 瑕疵占有者の占有回復請求権」法協43巻5号</p> <p>5 「(判民) 記録の焼失——商標審判事件の記録焼失が審判行為に及ぼす効果」法協43巻5号</p> <p>6 「マックス・アドラー『唯物史観に於けるテレオロジー』」社会科学1巻1号</p> <p>6 「(雑報) 東京帝国大学法学部規則改正」法協43巻6号</p> <p>6 「(雑報) 法理研究会記事」法協43巻6号</p> <p>6 「人間意識の成長——フレーベル再生のために」帝国大学新聞123号</p> <p>7 「人間性の反省——小野君に与ふ」帝国大学新聞126号</p> <p>7 「フォルレンダーの『ナトルプを憶ふ』」思想8巻45号</p> <p>7 「(判民) 私訴——新刑事訴訟法の施行前、公訴の被告人に非る者に対し提起した私訴の効力」法協43巻7号</p>

	中川善之助	田中誠二
大正14 (1925)		<p data-bbox="599 363 884 387">3 *東京商科大学助教授（兼任）</p> <p data-bbox="599 612 976 660">4 *東京帝国大学農学部講師（～昭和3年3月）</p> <p data-bbox="599 1064 976 1112">6 「(判民) 保険——保険契約の申込に附したる制限」法協43巻6号</p> <p data-bbox="599 1240 976 1287">7 「(判民) 不正行為——市の下水道設備と損害賠償」法協43巻7号</p>

	我妻栄	平野義太郎
大正14 (1925)		<p>7 「(判民) 親族会——亡戸主の後見人たりし者も、948条第1項の『後見人』たるものか」法協43巻7号</p> <p>8-10 「デル・ヴェキオの『自然法』——特にその基礎的見地について(1)～(3・完)」志林27巻8号、9号、10号</p> <p>8 「ヴェントの『所有権と民事的統制組織』」社会科学1巻3号</p> <p>9 「(論説) 自然法の私法に対する適用について」法協43巻9号</p> <p>9 「私の切実な問題——相続法の改正」改造7巻9号</p> <p>9 「(判民) 親族会の招集決定——裁判所は相続人指定に関する遺言の効力をも判断できるか」法協43巻9号</p> <p>10 「(判民) 親族会員の缺格事由——未成年者『ニ対シ訴訟ヲ為シタル者』の意義」法協43巻10号</p> <p>10 「(民事判例研究・三) 不動産物権の変動と登記の公信力」志林27巻10号</p> <p>11.10 「民法の基本問題」東京日日新聞</p> <p>11 「(雑報) 法理研究会記事」法協43巻11号</p> <p>11 「(判民) 破毀せられたる裁判に関与しある判事も訴訟指揮に関する裁判を為し得る——新なる主張を為すためにする口頭弁論再開の申請の許否」法協43巻11号</p> <p>11 「(民事判例研究・四) 法定の推定家督相続人たる私生児の認知とその家籍の変動」志林27巻11号</p>
	12.8 *留学より帰国	<p>12 「労働組合の目的——社会局案第1条と第15条第16条との関係」帝国大学新聞147号</p> <p>12 「(判民) 訴の原因の変更——期間満了により消滅せる試掘権と次期の試掘権との同一性」法協43巻12号</p> <p>12 「(民事判例研究・五) 再相続による仲継相続と民法施行後の相続順位」志林27巻12号</p>
大正15 ・昭和1 (1926)		<p>1 「フリース学派の法理学について」志林28巻1号</p> <p>1 「齋釜とは何ぞや」志林28巻1号</p> <p>1 「(翻訳) マックス・アドラー『階級とは何か』」社会学雑誌21号</p> <p>1 「(判民) 民法第189条第1項に所謂『果实』の意義——物の収益利得をも含むか」法協44巻1号</p> <p>1 「(民事判例研究・一) 公有物と取得時効との関係」志林28巻1号</p>

	中川善之助	田中誠二
大正14 (1925)	7.29 *留学より帰国	<p>8 「(論説) 株主の議決権に就て」法協43巻8号</p> <p>9 「(時局観) 組織法としての商法と行為法としての商法」新報35巻9号</p> <p>11 「船舶所有権譲渡の要件を論ず」商学研究5巻2号</p> <p>11 「(問答) 会社が株主総会の為め使者を派して集めたる白紙委任状に依る代理人」新報35巻11号</p> <p>11 「(問答) 株主権行使に関する全権限委任の白紙委任状と株主総会招集の通知状の記載に異なる議題の決議」新報35巻11号</p> <p>11.25 「船舶所有権譲渡の要件を論ず」『東京商科大学創立五十周年記念論文集』</p> <p>12 「船舶の国籍に付いて」国際法外交雑誌24巻10号</p>
大正15 ・昭和1 (1926)	1-6 「(論説) 婚姻の儀式(1)～(5・完)」法協44巻1号、2号、4号、5号、6号	

	我妻栄	平野義太郎
大正15 ・昭和1 (1926)		2 「(一頁弁) 労働組合法案要綱を読んで」改造 8 卷 2 号 2 「(民事判例研究・二) 堤防用水工事に出發せざる旨の小作組合決議の効力」志林28卷 2 号 2 「(時局観) 民法第89条第 1 項に所謂果実の意義」新報36卷 2 号 2 「組合連合と組合法附則」帝国大学新聞154号 3 「労働組合法案を評す」志林28卷 3 号 3 「(判民) 贈与——書面に依らざる贈与の取消の相手方」法協44卷 3 号 3 「(判民) 私訴——新刑事訴訟法の施行前、公訴の被告人に非る者に対し提起した私訴の効力」法協44卷 3 号 3 「(時局観) 再相続による仲継相続と民法施行後の相続順位」新報36卷 3 号 3.25 「民法に於けるローマ思想とゲルマン思想 (再版)」(有斐閣) 4-7 「団体規約に基く組織法とその効力——団体の自主的立法の法源的性質に関する考察(1) ~ (3・完)」志林28卷 4 号、6 号、7 号 4 「(判民) 親族会——会員不参集による決議不成立は決議不能として決議に代ふべき裁判を請求し得る理由となるか」法協44卷 4 号 5 [筆名: 落合友二]「罷業権剥奪・争議調停法の話」大衆 5 月号 5 「(判民) 発起人団体——(1) 清算人は立替費用の償還請求を組合員に代ってなす権限を有するか、(2) 取立に関する清算人及び組合員間の特約の償還請求権の譲受人に対する対抗性」法協44卷 5 号
6-10	「(論説) 私法の方法論に関する一考察——裁判を中心とする考察方法の提唱(1) ~ (3・完)」法協44卷 6 号、7 号、10号	6 「ベンタムの農奴解放観」我等 8 卷 6 号…… [所取]「ベンタム・最大多数の最大幸福——個人主義功利主義の倫理と法理」(生活社、昭23) 6 「(判民) 私訴——損害賠償請求権の成立要件に関する法律変更のいかなる場合には新法は遡及せぬか」法協44卷 6 号 6 「改正工場法の実施と婦人運動」帝国大学新聞172号
7-8	「アメリカに於ける社会学的法律学(バンド)(1) ~ (2・完)」志林28卷 7 号、8 号	7.12-9.12 「労働契約論序説(1) ~ (2・完)」『社会問題講座・第5卷』『同・第7卷』(新潮社) 7 「(時局観) 損害賠償請求権の成立要件に関する法律変更と新法不遡及の場合」新報36卷 7 号
8	「(雑録) 判例に現はれたる寺院の財産関係と宗教法案」法協44卷 8 号	8 「僱主の酷使と民法第715条における免責条件——一判決に現れた動労災厄と僱主の

	中川善之助	田中誠二
大正15 ・昭和11 (1926)	<p>3 「最近の一大審院判決に対する疑問（相続人指定の遺言を無視せる親族会決議の効力に付いて）」日本法政新誌23巻3号</p> <p>4 「廃嫡の原因止みたるの意義に就いて」法曹会雑誌4巻4号</p> <p>4 「Maine's Ancient Lawの邦訳に就いて」社会科学2巻4号</p> <p>4 「妙心寺の無尽講」経済論叢22巻4号</p> <p>5 「エックスタインの『日本親族法論』」国家学会雑誌40巻5号</p>	<p>34 「〔論説〕船荷証券統一条約と我商法（1）～（2・完）」法協44巻3号、4号</p> <p>3 「〔判民〕商標登録無効の審判を請求し得べき利害関係人——合資会社と其の無限責任社員との関係」法協44巻3号</p> <p>4 「〔判民〕株式会社——株主名簿記載の効力」法協44巻4号</p> <p>5.20 「海商法提要（上巻）」（有斐閣）</p> <p>7 「〔判民〕株式会社——株金払込請求権の譲渡又は差押」法協44巻7号</p> <p>7 「〔判民〕株式会社——株式譲受人の名義書換義務」法協44巻7号</p> <p>8 「〔判民〕会社——会社の収支償はさる事実と目的たる事業の成功の不能」法協44巻8号</p>



	我妻栄	平野義太郎
大正15 ・昭和11 (1926)	8 「(翻訳) マルクス『異越の弁』」社会科学2巻8号 9 「(判民) 相殺——受任者が委任者をして自己に代って弁済をなさしむる権利と、委任者が受任者に対して有する債権とは相殺することを得るか」法協44巻9号  11 「(判民) 登記——未登記建物につき保存仮登記をなし得るか」法協44巻11号 11 「(判民) 建物保護法によって対抗したる借地上的建物が滅失した場合——建物保護法によって対抗しつつある借地権に借地法の適用ありや」法協44巻11号 11 「(判民) 転付命令——将来の家賃債権の転付命令は効力なし」法協44巻11号  12 「金魚屋裁判」法律春秋1巻4号 12 「(判民) 提供——履行の提供と信義誠実の原則」法協44巻12号 12 「(判民) 代理——無権代理の追認の方法」法協44巻12号	責任」志林28巻8号  9-10 「(論説) 小作地改良に基く有益費償還請求権——小作立法上の一権利に対する基礎的考察(1)～(2・完)」法協44巻9号、10号 9 「(判民) 転賃——(1) 賃権設定者の承諾の要、不要、(2) 転賃権の内容、範囲、態様は原賃権のそれよりも超越すべからざるか、(3) 転賃と横領との関係」法協44巻9号 9 「(民事判例研究・三) 月賦契約と遅滞の効果」志林28巻9号 9-10 「(論説) 小作地改良に基く有益費償還請求権——小作立法上の一権利に対する基礎的考察(1)～(2・完)」法協44巻9号、10号 10 「学生社会科学研究事件の批判——司法警察権の権力的作用」我等8巻10号 10 「(判民) 私訴——私訴提起の適格：私訴として被害者の父は、慰藉料の請求をなし得るか」法協44巻10号 10 「(民事判例研究・四) 失踪宣告取消による財産返還義務と時効取得との関係」志林28巻10号 10 「法律社会主義学説について——アントン・メンガー著『民法と無産者階級』を読む」帝国大学新聞180号 11-昭21 「統制支配の権力と法律——法律の階級性に関する権力説の史的発展と批評(1)～(3・完)」志林28巻11号、12号、29巻1号 11 「(判民) 認知——(1) 認知無効の宣言を求める訴の性質、(2) 訴の相手方：認知者被認知者以外の利害関係人が原告たる場合に、認知者被認知者双方を被告とすべきか」法協44巻11号 <b>11 * 仏独への留学を岡田良平文相・松浦鎮次郎文部次官が拒否</b> 12.12 産業労働調査所(編)『無産者政治必携』(同人社) 12 「(判民) 更正登記——登記官吏の過誤に基く登記の脱漏に対し、登記上利害関係を有する第三者は更正登記につき承諾を与ふべき義務があるか」法協44巻12号 12 「(判民) 親族会——(1) 非訟事件手続法第20条第1項にはゆる「裁判ニ因リテ権利ヲ害セラレタ」の意義、(2) 親族を行ふ母はいかなる場合に親族会召集決定に対して抗告権を有するか」法協44巻12号

	中川善之助	田中誠二
大正15 ・昭和1 (1926)		8 「(時局観) 株式譲受人の名義書換義務」 新報36巻8号
	10.11. 18. 25 「『女人政治考』(佐喜真興英) を読む——その紹介と短評(1)～(3・ 完)」東京日日新聞	10.5 「海商法提要(下巻)」(有斐閣)
	11 「専門家裁判より素人裁判」法律春秋1 巻3号	11 「(判民)手形——白地手形補充の時期」 法協44巻11号
		12 「積荷の保証渡(所謂ビーエル問題)に 就て」商学研究6巻2号 12 「船荷証券の船積前発行に就て」海法会 誌11号 12 「法学教育及び法学研究の改革」法律春 秋1巻4号

	我妻栄	平野義太郎
昭和2 (1927)	<p>1 「(判民) 借家法——造作の時価：権利金としての価値を含まず」法協45巻1号</p> <p>2 「(想苑) 金魚屋裁判」日本教育6巻2号</p> <p>2 「(判民) 不動産——家屋と称し得る程度：建築中の建物の譲渡と対抗要件」法協45巻2号</p> <p>3.5 「(論説) 資本主義的生産組織に於ける所有権の作用——資本主義と私法の研究への一寄与としてカルネルの所論(1)～(3・完)」法協45巻3号、4号、5号</p> <p>3 「(判民) 相殺——質入債権の相殺に対する債権者の事後承認の効力：第三債務者の質入前に取得せる債権を以て為せる相殺の効力、代位——2番抵当権の債務者に代位して為す1番抵当債権消滅確認請求」法協45巻3号</p> <p><b>3.26 *教授</b></p> <p>4 「私法の根本理論について」長崎教育404号</p> <p>4 「(判民) 特許——特許法第11条に所謂冒認者の意義」法協45巻4号</p> <p>6-昭4.10 「近代法に於ける債権の優越的地位(1)～(14・完)」志林29巻6号、7号、9号、10号、30巻3号、5号、6号、10号、11号、31巻2号、3号、4号、6号、10号</p> <p>6 「民法と復讐」法律春秋2巻6号</p> <p>6 「(判民) 不法原因の給付——外国人が土地所有権を譲受けんとする契約の手附金は返還を請求し得るか」法協45巻6号</p> <p>6 「郷里の会」米沢有為会雑誌364号</p> <p>7 「(判民) 登記——被相続人より不動産を譲受けたる者の相続人に対する移転登記請求」法協45巻7号</p>	<p>1 「(民事判例研究・一) 工場規則違反による解雇手当請求権」志林29巻1号</p> <p>1 「(時論観) 私訴としての慰謝料の請求」新報37巻1号</p> <p>1 「無産階級と普選法」帝国大学新聞192号</p> <p>2 「(判民) 損害賠償——(1) 賠償額の算定に関してホフマン氏計算に準拠すべき場合、(2) 同計算法の準拠に計算の方式の判示の要否、(3) 利息計算の起算点：賠償債務の履行遅滞の時期」法協45巻2号</p> <p>2 「(民事判例研究・二) 一家を創立した私生児に対する父の認知とその家籍の変動」志林29巻2号</p> <p><b>2.15 *文部省、海外留学許可発令</b></p> <p>2.25 (翻訳) フリードリッヒ・エンゲルス『永遠の真理・自由・平等の批判——反デューリング論中の「道徳と法律」』(同人社)</p> <p>3 「(判民) 損害賠償——即死による生命権侵害と損害賠償請求権：その発生と相続」法協45巻3号</p> <p>3 「(民事判例研究・三) 親族会員の缺格事由たる、未成年者に対する訴訟における『実質上利害相反す』の意義」志林29巻3号</p> <p>3 「(時論観) 一家を創立した私生児に対する父の認知とその家籍の変動」新報37巻3号</p> <p><b>3.19 *フランスに向けて留学に出発</b></p> <p>5 「(民事判例研究・四) 労働者の就職の自由を拘束する特約の効力」志林29巻5号</p> <p>6.8 「労働組合法案を評す」『社会問題講座・附録(課外講座及雑録)』(新潮社)</p> <p>6 「(判民) 商標——権利範囲確認を目的とする審判請求は商標法第43条第2項の適用を受けるか」法協45巻6号</p> <p>6 「(判民) 商標権——不使用による商標登録の取消」法協45巻6号</p>

	中川善之助	田中誠二
昭和2 (1927)	<p>1.2 「一夫多妻制の類型に就て（1）～（2・完）」社会学雑誌33号、34号</p> <p>1.3 「火の礼拝と古代家族制度（フェステル・ドウ・クーランジュの『古代家族編』（1）～（3・完）」我等9巻1号、2号、3号</p> <p>2.10（翻訳）クーランジュ『古代家族』（弘文堂）</p> <p>2 「（論説）『夫の貞操義務』に関する裁判に就て」法協45巻2号</p>	<p>2.25『海商法提要（改訂再版）』（有斐閣）</p>
		<p>3 「田中誠二氏よりの礼状」図書館雑誌21巻3号</p>
	<p>4 「（雑録）『夫の貞操義務に関する裁判に就て』について」法協45巻4号</p>	<p>4 「（判民）株式会社——発起人の株式申込人に対する責任」法協45巻4号</p>
	<p>5 「自由離婚論の誕生まで」法律春秋2巻5号</p>	
	<p>5 「母権論に関する新刊二つ」社会学雑誌37号</p>	
	<p>6 「（想苑）自由離婚論の誕生まで」日本教育6巻6号</p>	<p>6.5『会社法提要』（有斐閣）</p> <p>6 「（判民）会社——合名会社又は合資会社の出資請求権の処分」法協45巻6号</p>
	<p><b>7.6 *東北帝国大学教授</b></p>	<p>7 「（判民）船荷証券——物品の船積なき船荷証券の効力」法協45巻7号</p>

	我妻栄	平野義太郎
昭和2 (1927)	<p>8 「家族制度と廃家」文化生活5巻8号</p> <p>8 「(判民) 電話加入権——電話加入権の譲渡によってその名義変更請求権を喪ふか」法協45巻8号</p> <p>9 「(判民) 登記——1用紙中の或建物の滅失したる場合の登記」法協45巻9号</p> <p>10 「(判民) 弁済——預金証書の交付に依る弁済」法協45巻10号</p> <p>10 「慰謝料請求権の相続性」志林29巻10号</p> <p>12 「(時論観) 慰謝料請求権の相続性」新報37巻12号</p> <p>12 「(判民) 借地法——債務不履行による借地権の消滅と建物買取請求権の存否」法協45巻12号</p> <p>12 「(判民) 解除——期限到来前に於ける履行不能と契約の解除、請負——請負人が仕事を未完成に抛置した場合の注文者の権限」法協45巻12号</p> <p>12 「(判民) 詐害行為——債務者の現時の資力と詐害行為」法協45巻12号</p>	<p>8 「(判民) 売買——(1) 見本による特定物売買において給付せる物が見本品に適合せぬときは売主は瑕疵担保の責に任ずる、(2) 売主の瑕疵担保の責任は見本による不特定物売買については生ぜぬか」法協45巻8号</p> <p>8 「(判民) 物件返還による賠償請求——(1) 物上請求権の行使と『物ノ減尽ニヨル賠償』請求権への転換、(2) 物上請求の履行不能は損害賠償請求権を発生せしめぬか、(3) 物上請求に関する「履行不能」の観念、(4) 偽造文書による土地所有権の返還請求と訴訟繫属中における賠償請求権への転換」法協45巻8号</p> <p>10 「(判民) 妾腹の子を嫡出子として為した出生届出の効力」法協45巻10号</p>
昭和3 (1928)	<p>1.1 「判例売渡抵当法」『松波先生還暦祝賀論文集』(有斐閣)</p> <p>1 「(判民) 建物保護法と建物の移転登記」法協46巻1号</p> <p>2.4-7.15 「民法総則(1)～(4・完)」『現代法学全集・第1巻』『第2巻』『第3巻』『第4巻』(日本評論社)</p>	

	中川善之助	田中誠二
昭和2 (1927)	<p>9 「養子制度の発端と推移」民族3巻6号</p> <p>10 「ロバートオーウェンの自由国に於ける婚姻法」経済往来2巻10号</p> <p>12 「(論説) 法律定型論——メーン研究の出発点」法協45巻12号</p>	<p>8 「(書評) 矢野剛氏著『船荷証券の研究』」企業と社会17号</p> <p>10 「船荷証券の船積前発行の社会的経済的作用」商学研究7巻1号</p> <p>11 「(判民) 株式会社——株金払込の延滞に因る損害金の約定と利息制限法」法協45巻11号</p> <p>11 「(判民) 会社——第三者が設立登記前の会社と為したる契約の効力(商法45条・46条の趣旨)」法協45巻11号</p> <p>11 「(判民) 運送——貨物物引換証と引換に非ずして運送品を引渡す旨の契約の効力」法協45巻11号</p> <p>11 「(判民) 合資会社——合資会社の清算人」法協45巻11号</p> <p>12 「船荷証券の船積前発行に付ての比較法学的考察」海法会誌12号</p> <p>12 「(雑報) 法理研究会記事」法協45巻12号</p> <p>12 「(判民) 為替手形——白地手形類似の手形が擅に補充せられたる場合に於ける引受人の責任」法協45巻12号</p> <p><b>12 * フランスに向けて留学に出発</b></p>
昭和3 (1928)	<p>1.1 「『身分より契約へ』の公式に対する一管見」『松波先生還暦祝賀論文集』(有斐閣)</p> <p>2 「相続と登記——判例の転化と其の説明」志林30巻2号</p> <p>2 「(時論観) 法律定型論」新報38巻2号</p>	<p>1.15 『海商法上の諸問題』(有斐閣)</p>

	我妻栄	平野義太郎
昭和3 (1928)	<p>2 「(判民) 借地権——抵当権に対抗し得る賃貸借の期間：民法第395条と借地法との関係」法協46巻2号</p> <p>4 「(判民) 抹消登記——登記上利害の関係を有する第三者の意義並びにこれに対抗し得べき裁判」法協46巻4号</p> <p>8 「(判民) 借地権——建物の競売は敷地の借地権の移転を伴ふか」法協46巻8号</p> <p>8 「現代の民法学者の任務」現代法学月報7号</p> <p>9 「(判民) 債権譲渡——取立の目的を以てする債権譲受人は更に譲渡することを得ざるか」法協46巻9号</p> <p>9 「敷金の附従性」志林30巻9号</p> <p>10 「岩田新氏の近業——日本民法史を読む」帝国大学新聞265号</p> <p>11 「(判民) 電話加入権——至急開設電話の条件附移転契約の効力」法協46巻11号</p> <p>11 「(判民) 抵当権——強制競売の効果と第三取得者との関係」法協46巻11号</p> <p>11 「(判民) 敷金——賃貸借の目的たる建物の所有権移転と敷金との関係」法協46巻11号</p> <p>12 「祭祀と信託」文化生活6巻12号</p> <p>12 「(判民) 仮登記——仮登記の効力」法協46巻12号</p> <p>12 「(判民) 無記名証券——無記名証券の発行は自由なりや：原因を表示することを必要とするや」法協46巻12号</p> <p>12 「(判民) 賃借権に基く建物取去請求権は、その建物の上の抵当権の実行によって、その効力を阻止せらるゝや」法協46巻12号</p> <p>12 「(判民) 借家法——造作代金請求の管轄、売買——目的物引渡後に於ては第574条の適用なし」法協46巻12号</p>	

	中川善之助	田中誠二
昭和3 (1928)	<p>4 「離縁状を欲しがるとの話」法律春秋3 巻4号</p> <p>5-6 「(論説) 身分法学への序論(1)～(2・ 完)」法協46巻5号、6号</p> <p>6-7 「親族的扶養義務の本質——改正案の一批 評(1)～(2・完)」新報38巻6号、7号</p> <p>10 「(時論観) 養子制度の発端と推移」新 報38巻10号</p> <p>10.8 (翻訳) マルクス「ケルン陪審法廷に於 けるカール・マルクス」『マルクス＝エ ンゲルス全集(第4巻)』(改造社)</p> <p>10 「ウーズス考」新興科学の旗のもとに1 巻1号</p> <p>11 「クランマーのことども」文献4号</p> <p>12 「(昭和3年回顧) 法学界」経済往来3 巻12号</p>	<p>3.15 『商法最新教科書』(有斐閣)</p> <p>4 「(判民) 合資会社——合資会社の為す債 務引受と総社員同意の方式」法協46巻4号</p> <p>4 「(判民) 船舶賃貸借——船員附の船舶賃 貸借の場合の外部に対する責任者」法協 46巻4号</p> <p>5 「(判民) 陸上運送——荷受人の支払ふべ き費用の範囲」法協46巻5号</p>



	我妻栄	平野義太郎
昭和4 (1929)	<p>3 「(判民) 解除——履行の提供の継続」法協47卷3号</p> <p>7 「(判民) 賃貸借——他人の土地の賃貸借と錯誤の有無」法協47卷7号</p> <p>7 「(判民) 仮登記——仮登記を本登記となす請求を為すと同時にこれと相容れざる第三者の登記の抹消を請求し得るか、登記手続——死亡せる者を登記義務者として為す仮登記申請の効力」法協47卷7号</p> <p>10 「(判民) 娼妓契約の効力——娼妓と通謀して之を逃走せしめたる者の業務妨害罪」法協47卷10号</p> <p>10 「(判民) 判決の既判力——詐欺を理由とする不当利得の判決の既判力は、錯誤を理由とする不当利得の訴に及ぶか」法協47卷10号</p> <p>11.10昭5.8.20「物権法(1)～(6・完)」『現代法学全集・第20卷』『第21卷』『第22卷』『第29卷』『第30卷』『第31卷』(日本評論社)</p> <p>11 「物権法のはしがきに代へて」現代法学月報22号</p> <p>12 「(判民) 転付命令——債務者に送達することは効力発生要件なりや」法協47卷12号</p> <p>12 「(判民) 解除——履行期に一度提供せる者はその後解除の前提として催告を為すに当り重ねて提供する必要なし」法協47卷12号</p> <p>12 「(判民) 共有——共有持分確認の訴に於て共有の存否及び範囲を主張することを妨げず」法協47卷12号</p> <p>12 「(判民) 解除——債権譲渡契約解除の効果」法協47卷12号</p>	

	中川善之助	田中誠二
昭和4 (1929)	<p>1 「昭和3年・法学界の回顧」現代法学月報12号</p> <p>1 「会津の大家族を訪ねて」経済往来4巻1号</p> <p>1 「志津川紀行の覚え書——女家督・出入初め等」旅と伝説4年1号</p> <p>2.5 「身分法及び身分法関係の純粹形相(1)～(4・完)」法協47巻2号、3号、4号、5号</p> <p>6 「身分法三題——最近注目すべき新判例を中心として(一・内縁と結納、二・準正と嫡出推定 三・妾関係と親権の剥奪)」新報39巻6号</p> <p>8.6-8 「廃娼運動側面史(1)～(3・完)」河北新報</p> <p>11 「陸奥紀行——大家族を尋ねて」経済往来4巻11号</p> <p>12.15 「身分法概論」『大思想エンサイクロペディア18法律学』(春秋社)</p> <p>12.15 「現代生活と法律思想」『大思想エンサイクロペディア18法律学』(春秋社)</p> <p>12.19 (法理研究会例会報告)「東北地方に残る大家族生活」法協48巻2号</p> <p>12.20-25 「Companionate marriage (アメリカ現時の結婚不安に就いて)」東京朝日新聞</p> <p>12 「(学界の回顧) 法学界」経済往来4巻12号</p>	

	我妻栄	平野義太郎
昭和5 (1930)	1 「(判民) 強迫——強迫に因る行為の取消とその対抗力、登記——強迫に因る取消の意思表示と登記」法協48巻1号	1.16 * <u>留学より帰国</u>
	4 「(論説) 集合動産の譲渡担保に関するエルトマンの提言」法協48巻4号	4 * <u>民法第三講座担当</u>
	5.15 『民法総則』(岩波書店)	5.20 * <u>第1次治安維持法事件で自宅捜索、共産党シンパ事件で起訴</u>
	5.25 「独逸に於ける小作財団の上の登録質制度の創設」『山田教授還暦祝賀論文集』(有斐閣)	
	5 「(判民) 時効——損害賠償債権の一部を訴へることは全部の中断とならざるか」法協48巻5号	
	5 「(判民) 時効——公有水面の取得時効」法協48巻5号	
		7.11 * <u>依頼免官</u>
	8 「(民事判例研究) 民法第110条の適用範囲」志林32巻8号	8 「親族相続法の法社会学——中川善之助著『身分法学』を読む」法律時報2巻8号
	9 「資本主義と抵当制度の発達」法律時報2巻9号	
	9 「(判民) 登記——本登記不動産の二重譲渡に於て一方に登記なく他方の登記が手続の適法ならざる場合」法協48巻9号	
	11.20-昭6.3.20 「債権法(事務管理・不当利得・不法行為)」『現代法律学全集・第34巻』『第37巻』『第39巻』(日本評論社)	
	11 「占有改定は民法第192条の要件を充たすか」志林32巻11号	
	11 「読者諸君へ」現代法学月報34号	

	中川善之助	田中誠二
昭和5 (1930)	<p>1 「フランスに於ける養子法の変遷」新報 40巻1号</p> <p>1 「(紹介) 栗生武夫著『婚姻法の近代化』」 法律時報2巻1号</p> <p>4 「フランス新養子法の近代色——フラン スに於ける養子法の変遷(続・完)」新 報40巻4号</p> <p>4 「貰状のこと」法律時報2巻4号</p> <p>4 「法律診断学」法律春秋5巻4号</p> <p>4 「結婚無軌道時代と現代家族制度——法 律的側面より見て」経済往来5巻4号</p> <p>4.25 『略説身分法学——親族相続法の社会法 律学』(岩波書店)</p>	
	6.10 「村の家」日本放送協会東北支部(編)『東 北の土俗』(三元社)	6 *留学より帰国
	<p>10 「現代離婚論」中央公論45巻10号(通巻 513号)</p> <p>10 「現代離婚論」中央公論45年10号</p> <p>11.3 「東北地方に残る大家族生活と部落共同 態」『日本地理大系(第5巻・奥羽篇)』 (改造社)</p> <p>11 「ソヴィエット法と一夫多妻」東北帝大 法文時報31号</p> <p>11 「(書評) 栗生武夫『婚姻法の近代化』」 法律時報2巻11号</p> <p>12 「日本法律学の1930年——私法を中心と して」経済往来5巻13号</p>	12 「和蘭新海商法瞥見」海法会誌15号